

経済労働委員会記録

開催日時 令和2年9月23日(水) 13:05～16:58

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

小泉 米造 委員長

和田 恵治 副委員長

樋口 清士 委員

植村 佳史 委員

川口 延良 委員

中川 崇 委員

太田 敦 委員

森山 賀文 委員

欠席委員 なし

出席理事者 谷垣 産業・観光・雇用振興部長

土屋観光局長

梶田水資源・森林・景観環境部長

杉山食と農の振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第78号 NAFICを核とした販わいづくり事業にかかる請負契約の締結
について

報第31号 地方自治法180条第1項の規定による専決処分の報告について
奈良県手数料条例の一部を改正する条例

(2) その他

<会議の経過>

○小泉委員長 ただいまより経済労働委員会を開催いたします。

今定例会においては、密集・密接を避けるため、各委員会室の傍聴人の定員を5人と
しております。この後傍聴の申し出があれば、5人を限度に入室していただきますので、
ご承知いただきたいと思います。

それでは案件に入ります。

まず付託議案の審査を行います。当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承願います。なお議案の説明については、9月3日の議案説明会で行われたため、省略いたします。

それでは付託事案について質疑があればご発言をお願いします。

○中川委員 私からはNAFICを核とした賑わいづくり事業にかかる請負契約について質問させていただきます。

日本維新の会は、ずっとNAFICそのものについて、本当に必要なのかという思いもあります。それに加え、今回セミナーハウス関連ですけれども、本体がなかなか思ったようには事業が進んでいない、募集人数に対してあまり来てくれてないといった問題もございします。二つの観点から、どのように考えているのか質問したいと思っておりますけれども、本当に採算がとれるのか、今本当に必要なのか、この2点でございします。採算性と必要性の観点から、NAFICセミナーハウスについて、どのように考えているのかお聞かせください。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） それでは、まず採算性から答弁させていただきたいと思っております。

セミナーハウスにつきまして、今回の議案にありますように、建築工事費11億4,000万円強の事業費ということで、ほかにも電気、機械設備工事に5億円強、外構工事に1億7,000万円、備品に1億円という経費がかかってまいります。そういう施設ではございしますが、ランニングコストも重要になってまいります。セミナーハウスの運営につきましては、人件費・清掃業務・保守点検、また警備業務など、施設管理費が発生しますし、また光熱水費や通信費、広報費等の施設運営費も必要となってまいります。約1億円ぐらいの運営費がかかると試算しております。宿泊や貸館の利用料金収入が上がってまいります。また飲食営業も含めて、そういう収入はあるわけですが、それだけではなかなか賄えないところもございしますので、その部分については指定管理料等で、公費で補っていきたいと考えているところです。

なお、セミナーハウスは県の食と農の振興に寄与する施設であると同時に、NAFICの附属施設として教育機能を備えた施設であります。そのような収益性が低い施

設でもありますので、採算性の視点も入れながら、利用料金や指定管理の条件等を今検討しているところでございます。

セミナーハウスの整備に係る波及効果としましては、セミナー参加者や中南和地域への観光客の利用による周辺地域の交流人口の増加といった面もあり、そういうことにも大きく寄与できるということで、総合的に考えてまいりたいと思っております。

それから、必要性の部分についてお答えします。

セミナーハウスは食を支える農という視点で、今年4月に奈良県食と農の振興に関する条例をつくり、部の名前も食と農の振興部と再編してきたわけですが、NAFICはその食と農の担い手を育成する重要な役割を担っております。今回整備します附属セミナーハウスも、そのNAFICや附属オーベルジュの持つ教育機能、食のもてなし機能、そういったことをさらに高めるといった目的を持っております。

整備内容としましては、食と農に関する学習や研修が行えるセミナールーム、ゲストルーム、研修用の調理室、NAFICの学生が使います学生寮のような機能、そういうものを設けることとしております。具体的な内容としましては、食と農に関する各種セミナーの開催、ファミリーや修学旅行生等を対象とした食体験、農業・農村体験の場の提供、そういったことで学術的な面や食と農の振興に寄与する活動、そういった面の拠点にもなろうかと考えております。また、飛鳥・藤原・桜井・吉野方面の周遊観光ということで、その宿泊拠点にもなろうかと思っており、交流人口の増加等、経済面でも貢献できると考えています。

○中川委員 思っていたよりも詳しくお答えいただきました。

1点だけ確認したいのですけれども、ランニングコスト1億円というのは、年間に1億円ぐらいかかるという理解でよろしいでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） はい。1億円は年間の費用でございます。

○樋口委員 ただいまのセミナーハウスの件につきまして質問させていただきます。

これは当初予算で賛成した立場で、農業・観光等、地域の振興拠点として、速やかに整備されていくことを期待するものですし、またよりよく活用していただきたいという立場から、何点か質問させていただきます。

今、中川委員からありました、施設の活用イメージということで、いろいろお話はありましたけれども、1つ気になりますのが、オーベルジュがあつて、NAFICがあつ

て、セミナーハウスがあって、そこでいろいろセミナーを行います。あるいはファミリー層がターゲットになっていると思うのですが、農業体験ということで、宿泊施設を設けたいということですが、一つの大きな敷地の中に、オーベルジュという少しハイランクのものが存在して、それと同居する形でセミナーハウスのグレードがどのあたりを狙ったものになるのか。それぞれハレーションを起こすような、来られた方が安っぽい感じを受けられるようなことがあってもいけないですし、そのあたりをどう考えておられるのかお聞かせいただけますか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） オーベルジュとセミナーハウスのグレード、すみ分け、連携といったことについてお答えしたいと思います。

そもそもオーベルジュ・ド・ぶれざんす桜井と呼んでいますが、NAFIC附属のオーベルジュということで、学生が実際のレストランで、お客様に対応して料理やサービスを行う研修の場で、その研修をしっかりと行えるように経営をしていただくというのが指定管理の内容でございます。そういうことで、ひらまつに、今、鋭意頑張っているところでございます。

この今度のセミナーハウスにつきましては、先ほども少し述べましたが、食と農の学びの場、宿泊をして学ぶことができるというのが大きな特徴だと思っております。学術的な内容で申しますと、最近、食を目的とする旅行をあらわしますガストロノミーツーリズム、アスペン会議といった、ハイグレードなシンポジウム等から、食と農を学ぶということで、料理人を対象とした料理教室や勉強会、またファミリー向けの体験教室や農業体験、さまざまなものが考えられます。そういったことで、当然グレードにつきましても、オーベルジュのほうにつきましては比較的値段の張るような料理を出して、しっかりとした研修ができる形でやっておりますが、このセミナーハウスにつきましては、研修をしていただくことがメインですので、ハイグレードなシンポジウムも数回は出てくるわけですが、メインはファミリー層や、学生が研修に来て泊まっていただくということも考えております。そういった形でのすみ分けができていくのではないかと考えております。

○樋口委員 ファミリー層があったりエグゼクティブがあったり、割といろいろな層があって、それぞれオーベルジュとセミナーハウスのすみ分けでということになるのでしょうか、実際に集会をやるときにはセミナーハウスのほうへ移動されてというこ

とで、ある程度のグレードは確保しておかなければならないだろうというのと、そういう人の移動なり、施設の使い回し方によっては、動線をどう整理していくのか、あるいは実際に今建っている建物を見ていると、学校、教育施設の部分と、オーベルジュがレストランあるいは宿泊施設、高級なというものが、割と視覚的には一つの空間の中に収まっていて、少し裏側が見えていたりというようなところもあります。

もう少し外構でうまく処理できないのかなと感じるところもありますし、またさらに言えばアプローチが非常に殺風景というか、農場を整備されたところに農道というのか、管理道的にあるだけなので、そういうところも含めて、施設のグレード、使い方、ターゲットがどこかをあわせて考えた上で、環境整備も含めてやっていかないと、なかなかうまく活用できないのではないかと。どういう見方をするかにもよるのですけれども、そのあたりが中途半端だと多分指定管理者も、どちらを向いて運営するのだと悩まれることになると思います。そのあたりは最初の段階できちっと整理されておく必要があるということで、そこはぜひお願いしたいと思います。

それともう1点、先ほど採算性の話も出ておりましたけれども、実際これはご答弁の中にもありましたが、教育施設、あるいは地域振興的な部分、セミナーなど、採算に乗らない部分がどこなのか、それは公費でどこまで面倒見ていくべきものなのか。さらに言えば、その宿泊施設は採算に乗せていかないといけません。その採算ラインがどこにあって、どれだけの宿泊客、入り込み客を確保しないとイケないのか、このあたりの目標をきちっと立てて、それぞれすみ分けを明確にして目標を立てて、それが実際にできているかできていないかを評価できるように、一工夫二工夫していただきたいと思います。

○太田委員 私も数点質問させていただきます。以前にも質問させていただいたのですが、NAFICのフードクリエイティブ学科の入学者数と卒業生の進路の状況について、まず教えていただきたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） NAFICは平成28年に設置して以来、5期生がいるわけですが、開校以来70名が入学しまして、3期生まで33名が卒業しております。年度ごとの入学者数でございしますが、平成28年度入学の1期生が15名、2期生が13名、3期生が13名、4期生が15名、今年度入学した5期生が14名となっております。

卒業生とその進路でございしますが、1期生は15名のうち8名がレストランやホテル

への就職、2名がカフェを開業、3名が起業準備と、それから専門学校への就職、専門学校への進学が各1名という状況でございます。2期生は、8名のうち3名がホテル・レストランに就職、3名が起業準備、海外研修の予定と家業就業が各1名という状況になっております。3期生ですが、10名のうち6名がレストラン・ホテルへの就職、1名が食品関連企業への就職、起業準備・海外研修予定・家業就業が各1名となっております。そういった状況でございますが、就職先には高級レストラン・一流ホテルが含まれておりますし、既に開業をして今も営業している方が県内に6名おられます。

○太田委員 ありがとうございます。ずっと定員の20人に達せないということと、2期生で5人も退学されている。そこから少し改善はされているのですけれども、なかなか定員まで到達しないということと、退学される方が、この人数に対しては少なくないと認識しているのですけれども、その辺はどのように考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） 2期生が5名で、3名、1名と減ってきているのですけれども、退学の理由は、一つは進路です。料理の道へ進もうと思って入ったけれども、いろいろ学んでみると、自分の将来は食ではなくて違うことに進みたいという思いが強くなっていくことが、若い世代はよくあることだと思うのです。そういった理由が一つと、あとは家庭的な事情です。金銭的な問題も含めて、退学されたということで、説得もしますが、なかなかご本人の意思を尊重すべきところもございますので、やむを得なかったという事情もございます。

なお、改善してきております中には、学生の進路にマッチするような授業が適正に提供できているかということを反省もし、検討もして、カリキュラムの見直しも今進めておりますので、学生のニーズと教育内容がマッチしてきているのではないかと考えているところでございます。

○太田委員 ありがとうございます。

もう一つ気になるのが、やっぱり出願者数が、アグリマネジメント学科に比べると、フードクリエイティブ学科のほうが少ないと見られるのです。たくさん希望されて、N A F I Cの価値も上がってくると思うのです。例えば例年一次募集から三次募集があったり、令和2年に関してはAO入試も取り入れている、いろいろ工夫されていると思うのですけれども、なかなか出願者数が伸びない点についてお伺いをしたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） おっしゃるような傾向になっているのですが、今おっしゃいましたように、昨年AO入試を導入しまして、少し改善の兆しが見えてまいりました。昨年は1年目ということで、AO入試そのものの周知も十分ではなかったと思いますが、今年度は、今は正式な公表をしておりますので言えませんが、AO入試でかなり多くの方に受験いただいております、順調と言っているのではないかと感じているところでございます。

○太田委員 今度新たにBCCとの提携が今回言われているのですけれども、どのような効果を期待されているのか、お伺いしたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） BCCは、バスク・クリナリー・センターと申しまして、食と料理で世界をリードする、スペインにございます4年制の料理を専門に学ぶ学校でございます。学生数で言うと400人ぐらいの規模で、講師陣も100名いるという立派な学校で、こちらがUNWTO（国際世界観光機関）と連携されています。ガストロノミーツーリズムも推進されているという観点で、NAFICも世界的に見ればガストロノミーツーリズムの先進事例という形になりますので、UNWTOの仲立ちもあり、締結を進めようとしております。

具体的な中身ですが、締結をした暁には、NAFICにBCCから講師やシェフに来ていただき、特別講義を開催したり、県内の料理人向けのデモンストレーション、実演研修会のようなことをしていきたいと考えております。

効果としましては、そういう交流事業を実施することで、NAFICの教育水準が高まってまいりますし、世界トップレベルの大学との提携をしているということで、イメージアップもさらに図れると考えているところです。ひいては奈良の食のイメージアップにもつながると思います。

ただ、現在新型コロナウイルス感染症の影響で、スペインも渡航制限が出ておりますので、締結は来年度に先送りをさせていただくことで合意しており、具体的な内容等については調整中でございます。

○太田委員 ありがとうございます。

現在委託料で、NAFICに対して、1年間に3,850万円、過去4年間で1億5,400万円とお聞きしております。先ほど、新たなセミナーハウスを設けることによって、ランニングコストで足りない分は委託料でという話があったと思うのですけれども、

この委託料については、セミナーハウスが新たにできることによってどういう変化が生じるのか、最後にお伺いしたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） お答えいたします。

NAFICへの3,850万円というのは、オーベルジュへの指定管理の額だと思えますが、こちらはそういう形になっております。それとは全く別のものとして、セミナーハウスの運営を指定管理にかけたいと思っております。同一業者が手を挙げるかどうかは全く未定でございますし、別物と考えていただければいいと思います。

○太田委員 金額は。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） 金額は、ただいま精査中でございます。

○太田委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○森山委員 私からも質問をさせていただきます。

セミナーハウスの活用内容について、先週聞かせていただきました。学術振興と食と農の振興と観光振興と、3つの柱でにぎわいを創出していくという内容でした。その3つの柱一つ一つも詳しく聞かせていただきました。その内容は理想的な内容だと感じています。

一方、コロナ禍で県内事業者さんもたくさんの方が金策に走っているという状況もございます。今、県が行っていただいているゼロゼロ融資のおかげもあって、何とか県外に比べると、県内事業者の倒産は少ないほうだと聞いております。これは非常に県の後押し、心強い支援がいただけた結果だと感じております。

そういう中で、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しは、今の時点でまだ立っておりません。また寒い時期がやってきて、第三波が来るかもわかりません。そういう先の見通しが立っていない状況が、まだしばらく続く状況があります。必死な思いでやっておられる事業者に対して、これからも切れ目のない支援をしていただきたい、続けてほしいと思いますけれども、県自身の財政負担も相当大きくなってきているということもあります。そういう、いわば非常事態下で進めていく政策とコロナ禍が落ちついてから進めていく政策とを切り離して考えていくべきではないかと感じております。

その中で、まず聞かせていただきたいことは、このコロナ禍で先の見通しが立たない中で、この事業を今進めないといけない理由を聞かせていただきたいと思えます。

それと、細かい話ですけれども、ホテルなどに使う宿泊施設は、部屋の設計図面も見せてもらいましたけれども、ツインの部屋がありましたけれども、どういう形で泊まるのかと。例えば、2つベッドがあるけれども、基本的には1人が泊まる。それとも、研修に来られた別々の方が同じ部屋で泊まるような形になるのか。この設計図面そのものがいつぐらいに完成された図面なのか、新型コロナウイルス感染症が流行する前の時点だったのか。今回進めていくに当たって、新型コロナウイルス感染症の対応が空調などに反映された設計になっているのか、後づけの対応になっているのか。

あと、宿泊施設ですから、研修の宿泊者とホテルの宿泊者の比はどれぐらいを考えておられるのか、そのあたりの全般的なことをお聞かせいただきたいと思いますので、お願いします。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） まずコロナ禍でこの整備を行う理由でございますが、森山委員お述べのように、新型コロナウイルス感染症対策は非常に重要でございますので、県としては予算の捻出ということで、不要不急のものは取りやめて新型コロナウイルス感染症対策に回していますが、このセミナーハウスにつきましては、先ほども申しておりますように、NAFICの教育の質を高める、また地域のにぎわいに貢献するということが、非常に重要な施設だと思っております。

そういう意味でも、早期にこの整備をして、その機能を発揮させたいと思っております。いずれアフターコロナということで、薬等で克服されていく中で、例えばこのセミナーハウスは令和4年の開業を予定しているのですが、そのころにちょうど中南和の活性化、宿泊客の誘致促進、そういったことで役割を果たせるのではないかと。周辺自治体も含めて、財源強化できる一つの拠点として役割を果たすことができるのではないかと考えております。タイミング的にそういう効果が出せるのではないかと考えております。

それと、もう1点、財源として2億円程度国の交付金の活用を考えており、事業を延期することによって国の財政支援等が得られなくなる可能性もございます。そういったことから予定どおり整備を進めさせていただければと考えているところでございます。

それから宿泊の内容でございますが、ツインの部屋で想定しております。40平方メートルの部屋が10室と、30平方メートルの部屋が10室、計20室です。もちろんエグゼクティブセミナーのような場合はシングル利用が当然想定されるのですけれども、

それ以外の場合は、家族、夫婦、カップル等でツインで使っていただくことを前提としながら、40平方メートルの部屋は4人利用も可能ですし、30平方メートルの部屋もゲストを入れて3人利用も可能ですので、子ども連れの家族や学生のグループの利用も見込んでいただいております。

設計につきましては、昨年度に完了しております。ただ、新型コロナウイルス感染症の観点がどうかという視点のお話もありましたが、厚生労働省が商業施設において推奨される換気についてという基準を示されているのですけれども、大体必要換気量は1人当たり毎時30立法メートルでございます。県の設計は、国土交通省の基準により、1人当たり毎時30立法メートルを換気できる機械換気的能力を有しておりますので、そこに自然換気も加えれば対応できる設計になっています。

○森山委員 研修で泊まりに来られる方と、ホテルとして宿泊される方の比は。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） その辺につきましては、トータル的に考えておまして、今は詳しい資料は持ち合わせておりません。今後精査をしたいと思っております。

○森山委員 詳しくご答弁いただきましてありがとうございました。アフターコロナから進めていかなければ、それに対応できないというお気持ちもよくわかりますけれども、私が最初に言った県内事業者のおくれている状況を考えたら、それともう一度設計に無駄がないかなどをあわせて考えてみると、今しばらく新型コロナウイルス感染症が落ちつくまでは置いておいて、見通しがきちんと立ってから新たにスタートをしたほうがいいのではないかという思いがありました。教育施設ではありますけれども、先ほどから出ている採算性も大切な部分だと思いますし、その辺ももう一度練り直す時間もあつたほうがいいのではないかと思います。質問させていただきました。

ありがとうございました。

○川口委員 議第78号NAFICを核とした賑わいづくり事業にかかる請負契約の締結について、質問させていただきたいと思っております。

先ほどセミナーハウスの目的、利用内容についてはご説明いただいたと理解しております。その中で、池之内校舎の中に交流サロン棟が2～3年前に竣工されて、既に利用されていると思うのですけれども、この交流サロン棟とセミナーハウスの大きな違いをご説明いただけたらと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

扱) 農業研究開発センターの交流サロン棟との違いでございますが、池之内校舎の交流サロン棟は、農業研究開発センターの附属施設として、農業者の研修を中心に利用するというので、整備段階から地域の住民の方々とも話し合いの中で、そういう利用目的に限定させていただいているところでございます。立地条件からも、夜間利用もできない状況でございます。セミナーハウスは、幅広く食と農の研修を、農業者だけではなく、料理人や一般の方々、学生や家族の方々に広く使っていただくということで、当然宿泊つきですので、夜の研修もできる形で考えているところです。

○川口委員 ありがとうございます。同じ県が建てた施設で、片方は農業者の利用の促進、もう片方は幅広くということならば、せっかく同じ予算を使ってするので、交流サロン棟とセミナーハウスの交流も含めて利活用して、より大きく効果が出るような使い方を検討していかないといけないのではないかと思います。もったいないと思うので、この2つをうまく利用させていただきたいと思います。

NAFICを核とした議案ですので、NAFICの学生が埋まらないとにぎわいはないのではないかと思います。先ほど入学生の話も説明いただいて、平均14名ぐらいですので、まだ1回たりとも定員が満たされていない。その中で今回学生に対する寮も含めて新たに整備をされるということですが、この整備をすることによって学生が確保されるという趣旨でつくられているのかどうか教えていただけますか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱)

寮をつくるのは、学生の確保を目指してということではございません。間接的な理由としては、学生の利便性を高め、寮があることによってより多くの方が受験されることはあるかと思います。究極の目的としましては、NAFICの学生の質が向上する、たくさんの方に受けていただき、先ほどありました20人を超える多くの方に受験していただき、NAFICの質が高まり、卒業生の活躍も図られると考えております。第一義的にはそこが重要であります。

寮的な宿泊施設、シェアルームと呼んでいるのですが、もう1つ大事な使い道がございまして、オーベルジュで学生はディナー研修もやっております。ただ8時過ぎには終えて、お客様のディナーの途中で帰らないと帰宅できない。最後のお客様の反応を見聞きして、片づけまでして帰る研修もできておりませんし、朝食を出すのも大事な研修になりますので、そういった深夜や早朝の研修にも対応できるように、宿泊研修用に10室、学生寮用に10室という寮の整備を考えているところです。

○川口委員 聞こえがいいように思うのですが、逆に言うと、ひらまつが今委託先として料理を振る舞って、その勉強をしながら手伝いをする、そして片づけまでするのに遅くまでかかるので、この寮が必要だと聞こえるのですが、その手法が本当に正しいのかどうかは、再考していただきたいと思います。このNAFICだけではなく、全ての学生は目標・目的があって学校に行かれていると思うのですが、どうしてもこの学校に行って、このことがやりたいという学生にとっては、多少下宿先が遠かろうが、自分の意思で選んでいる以上、あまり関係ないのではないかと私は思います。

当初予算から、桜井駅、樫原神宮前からのシャトルバスで送迎の予算をとっていたり、もともとあの土地で開業すると県が決めて、少し不便だからというのは、整合性が欠けているのではないかと私は思っていました。学生を、もっと将来の自分の夢に近づくためにというのであれば、資格ではないのですけれども、ほかの教員免許や医師免許であれば、5年間県内で勤めれば奨学金の免除をされているのであれば、奈良県内で起業した人に対しては奨学金の減免をすとか、学生がよりこの学校に行って自分の夢をかなえていける道しるべになるようなお金の使い方を、今後違う角度からも見ていただきたいと思います。

これはこれで、採算性とは別に使わないといけないお金はあると思いますので、この議案自体については賛成させていただきたいと思いますが、もっと違う使い方も多方面から検討していただいて、このNAFICの核という部分をより強固なものにしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○植村委員 私からも1件お聞かせいただきたいと思うのですが、議第78号、NAFICを核とした賑わいづくり事業にかかる請負契約の締結について、セミナーハウスや、ゲストルーム、シェアルームといったものを、今年の2月定例会で予算が決まっており、私も賛成させていただきました。その中でこの請負業務の契約に関する議案でございますが、先ほど、森山委員も質問しておられましたけれども、この設計はたしか2017年から始まったと記憶しています。当時と、今回のこのコロナ禍では、いろいろ変わっているわけですが、その中で今回この建設の請負契約ですが、設計業務に関して、変わったところはあるのでしょうか。おわかりでしたら少しお聞かせいただきたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） 設計につきましては、2017年ぐらいからでございますが、見直しの設計もか

けております。ただ、それは新型コロナウイルス感染症対応ということではなく、その時点での修正をかけた上で、昨年度には固めまして、今年度に整備の発注としているところでございます。

○植村委員 そうしたら、具体的には変わっていないという感じですか。それとも、ここが変わりましたと、わかりやすいお話があると教えていただけたらと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 特に新型コロナウイルス感染症に関しては変わってはおりません。

○植村委員 先ほど自然換気で対応できると言っておられたと思うのですが、例えばこの部屋でもわかるのですけれども、あそこに自然換気のため開けてもらっています。もしこちらにもう一つ自然換気ができていたら、これは非常にいいわけですね。真夏の暑いときでも、エアコンではなかなか換気ができる機械もあるのかわからないのですけれども、私の認識ではあまりそういうのがないので、やはり換気しなくてはならないなっているわけです。私はこれは基本的に、農業の振興からしたら絶対必要だと、早く進めていかないといけないと理解しているのですけれども、しかしウィズコロナに関連したら、やるべきことはやっていくべきだと思うのです。それがこのセミナーや研修会、ゲストルームを使ってやっていこうというときに、より安全性を見るのではないですか。そういったところを注意していただけたらと、これは要望しておきたいと思いますので、お願いしておきます。

○中川委員 先ほど川口委員からの質問の答弁で、ああ、なるほどという観点がございましたので、質問ではないのですが、こういう観点があるのかと聞いていただきたいと思っています。

NAFICセミナーハウスについて、研修などでも使おうといったお話があったと思います。我々も現地に視察に行っているのですけれども、確かにセミナーハウスをつくらうとしている場所は、見晴らしはいいのですけれども、校舎本体から少し離れていてアクセスが不便なのです。階段が既にできていまして、上ったり下ったりしているのですけれども、雨が降っていたりすると、校舎から傘を差して出て、また階段を何十段も上がっていかないとアクセスできない。もし研修で必要なものがあるのであれば、校舎から車に乗せて、横の坂を上がって、またおろしてということも必要になってくると思います。

なので、研修などの観点で言いますと、一番いいのは平面で横に増設をしていくと、

そういった考え方のほうが使い勝手がいいのかなと思っております。私どもも現地を見ておまして、本当にここにつくって、NAFICの本体との動線がこれでいいのだろうかといった感想も抱いておりましたので、全体的な構想として、この形が本当にいいのかなといった観点を持っております。

私どもは反対する立場なので、あまり言っても仕方ないのですが、そういった観点を持ち合わせているという点で、また考えてもらえたらと思っております。知事がつくりたいからつくるという感じだと思いますけれども、また参考にしてもらえたらと思っております。

○和田副委員長 私からは2点、NAFICについて質問したいと思います。

NAFIC周辺のにぎわいづくりということで、どのような構想を持っているのか、あるいは、中南部のにぎわいをどう機能させるのかを聞かせていただきたい。

それから、このセミナーハウスの指定管理を考えておりますが、県の負担等を軽減するような施設管理を展望するために、一般市民・県民を取り込むとお聞かせいただきました。可能な限り収益を上げるということでございますが、詳しいことはもっておりますか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） まず周辺のにぎわいづくりという観点でお答えします。

地元の農家や飲食店、自治会、市役所等が、地元のそういう団体に構成しますNAFIC周辺賑わいづくり協議会が昨年度に立ち上がっております。そこで、地元で食や農をテーマとした体験機会を提供したいと聞いております。例えば農業をしている方だったら、田植えや稲作への都市の方の参加、ブルーベリーやイチジクの収穫、そういった体験がしたいと聞いております。今後調整していくのですが、そういった収穫体験などの場合は、調理実習室を使って、実際に自ら調理して食べていただくこともできると思っております。今のは一例でございますが、地域づくりの観点で、周辺の方々と一緒にセミナーハウスの活用を図っていきたいと思っております。

あと、中南部地域の観光振興の視点でも当然考えております。飛鳥・藤原の宮都が世界遺産登録を目指している中で、観光ポテンシャルの高い地域に施設がございますので、周遊観光の入り口ですとか、誘客、観光を中心とした地域活性化、そういったことで貢献できるように、周辺の市町村とも連携して進めていきたいと考えています。

それから、指定管理もやっていく中での市民参加ということで、地元桜井市の住民の

方々の利用、参加も、先ほどの協議会の話も含めて大いに歓迎したいと思っております。このセミナーハウスがそういう食や農を中心とした、地域の活動拠点にも活用していただけならと思っているところでございます。

○和田副委員長 ありがとうございます。

私は、こういう方向を考えてほしいなということで提案するのですが、県産食材の販路拡大、学生の就職先の確保、そのようなことをすればいいなど。そのためにも、一つの方法として、NAFICの学生も交えて、全国の飲食店、それを呼んで、試食会セミナーなどをやればいいのではないかと。

それをすれば、学生の募集の質が上がるのではないかと思ったりもするのですが、どうお考えなのか。試食会セミナーのようなことをやって、3つほどの効果を練る方向があるのかどうか。

それからNAFICは、中途半端な状況の施設だと思います。新築セミナーハウスを建てたら、それで満足な、構想どおりになるのかどうか。これをお聞かせ願いたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） まず、県産農産物の販路拡大を含めて、試食セミナーのようなものを行うことですが、県産農産物の食材を生かすということで、過去からいろいろなメニュー開発等も進めておりますので、そういった取り組みの成果を生かして、一般の方、場合によっては飲食店の方も含めてお集まりいただいて、調理実習室もありますので、試食を伴うセミナーも開催していきたいと思っております。

それからNAFICとしてはこれで完成なのかということですが、この附属セミナーハウスを整備することで、NAFICとしての本体の整備は完成させたいと考えています。

○和田副委員長 活用のイメージということで、資料をいただいております。実現するように頑張りたいと思うのですが、今、食料自給率が40%を割っております。そういう意味で、奈良県のNAFICは、大変貢献できると思うのです。そして県内農業の振興ということで、中央卸売市場とのドッキングを考えた運営もできると思います。そういう意味で頑張りたいと思います。

あと、新型コロナウイルス感染症対策と経済は両立をしなければならない状況で進んでおります。そういう意味で、この新築セミナーハウスは、非常に重要になると思

います。そういう点でも、追い風としてこの両立を生かしていただきたい。

またスペインの料理学校との連携が追い風になると思います。そういうことで、これから頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

○小泉委員長 ほかになければ、付託議案についての質疑を終わります。

続いて付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○樋口委員 自由民主党は2議案に賛成します。

○川口委員 自民党絆としましても、付託されました議案について全て賛成します。

○森山委員 新政ならとしましては、ただいま上程された議案に、先ほどの理由から反対します。

○太田委員 日本共産党は、議第78号につきましては、先ほど申し上げましたように、NAFICは定員割れが続いているということと、今、長雨とか猛暑、そして新型コロナウイルス感染症などで、農家の方が非常に困っていらっしゃるということで、後ほど質問もさせていただきますけれども、今はそういうところにこそ支援が必要ではないかという考え方から、反対をさせていただきます。

○中川委員 日本維新の会としましては、議第78号につきまして、先ほども申しましたけれども、採算性と必要性の観点から疑問があるとの理由で反対します。

○和田副委員長 私個人は賛成します。創生奈良でも割れております。

○小泉委員長 ただいま付託を受けました議案について、採決を行います。

まず議第78号について、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたしたいと思います。議第78号について、原案どおり可決することについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご苦労さまでございました。ご着席願います。

起立多数であります。よって本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。報第31号中、当委員会所管分については理事者より詳細な報告を受けたことにさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

これをもちまして付託議案の審査を終わりたいと思います。

次に、その他の事項に入りますけれども、約1時間たちましたので、ここで休憩したいと思います。2時10分に再開しますので、よろしくお願いします。

14:04分 休憩

14:13分 再開

○小泉委員長 それでは会議を再開します。

次に、その他の事項に入りたいと思います。産業・観光・雇用振興部長から、中南和振興のための御所IC周辺産業集積地形成プロジェクトについて報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告願います。なお、理事者におかれましては着席にてご報告をお願いしたいと思います。

○谷垣産業・観光・雇用振興部長 中南和振興のための御所IC周辺産業集積地形成プロジェクトについてご報告を申し上げます。

本プロジェクトは、中南和地域からの通勤圏内にある御所IC周辺に、産業用地を造成、企業を誘致し、産業振興の強化と安定した就業の場を確保すること、また中南和で自立的な地域経済構造をつくる、このモデル的なまちづくり事業により、若年層を中心とした人口流出の阻止、U・Iターンを促進することを目的としまして、平成26年2月に事業化し取り組んでまいりました。

企業誘致の考え方といたしましては、社会雇用創出効果、既存の県内企業との取引拡大、県内に長く定着するなどの地域経済への波及効果が期待できる企業の誘致を目指しております。

事業の概要ですが、開発面積は御所東高校跡地を含め約12ヘクタール、うち企業への分譲面積は約8ヘクタールの計画でございます。また、概算事業費は約65億円、うち約半分は国の交付金及び民間企業への売却収入を見込んでおります。

これまでの経緯としまして、用地測量や設計業務を進めるとともに、地権者の皆様との用地交渉を重ねてまいりましたが、このたび地権者の皆様、また関係各位のご協力により、土地売買契約を締結することができましたので、御所東高校跡地も合わせ、産業集積地の用地が確定しました。ご協力いただきました方、誠にありがとうございます。

これを受けまして、早期の分譲を目指し、直ちに造成工事に向けた都市計画変更業務や、旧御所東高校の校舎除却工事の設計業務などに取りかかるため、本9月議会で3,150万円の補正予算をお願いしているところでございます。

今後の予定でございますが、補正予算案に計上させていただきました各種取り組みとともに、埋蔵文化財発掘調査等を並行して進め、順次造成工事、企業への分譲をしていくというスケジュールでございます。

少しでも早く企業立地を進め、就業の場を確保できますよう、地元御所市や県関係各課とも協力し進めてまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質問がありましたらご発言を願いたいと思います。

○中川委員 私からは、数点ございますけれども、まず最初に新型コロナウイルス感染症関連の補助金等につきまして質問したいと考えております。

今回、産業振興総合センター所管の補助金が2つございました。8月末が期限でありました、中小企業等再起支援事業補助金と、9月末締め切り、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業補助金がございました。

それぞれ異なる観点から、広報という点で課題が残ったと考えております。まず中小企業等再起支援事業補助金は、補助額も大変大きなもので、喜んで使っていただけたものと思っておりますけれども、8月3日から始まって、8月末までという期限でございましたので、知らない事業者さんにとってはタイトなスケジュールだったと考えております。8月下旬ぐらいに、何か補助金がないのかとご相談があったのですけれども、こんな補助金があるといったときには、今から対応しては申し込めないといったお声もいただいております。こちらをどういった形で広報されたのかお聞きしたいと思っております。

もう一つ、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業補助金は、9月末まで申込み期限だったのですけれども、こちらは資格があるのかないのかわかりにくかったと受けとめております。事業者さんの方に、2つ目の補助金もあると話していたのですけれども、こちらは昨年比で売り上げが一定程度下がった事業者に対して補助金がおけるといった説明がございましたけれども、実際読んでいきますと、うちは対象にならないのではないかと、最初からあきらめてしまった事業者さんが割といたのではないかと受けとめております。私の周りにもいたのです。

昨年から事業拡大のために店舗数を増やしたと。ふやした結果、赤字としてはとても増えたけれども、売り上げ自体は少し上がってしまっているといった場合は補助の対象にならないのかといったご相談もありました。確認したら、そういう場合は事業拡大したときから今年の3月末までの平均の値に比べてどれぐらい減ったかといった観点で計算をして、減っていたら対象になるという説明をいただいたのですけれども、そういっ

たことも最初からホームページなどに載せていたらわかりやすかったのではないかと。

そういった点で、若干優しくない点があったのかなと理解しているのですけれども、広報の観点で、この2点の補助金につきまして、どのように総括されているのかお聞かせください。

○大西産業振興総合センター所長 まず中小業者の再起支援事業補助金でございます。8月3日から広報させていただきました。募集につきましては、事業実施期間をできるだけ確保しつつ、8月3日からということで、約1カ月間の募集期間で、比較的短い期間で行うこととしましたが、制度の概要や補助対象となる取り組みの例、あるいは問合せの多い項目などにつきましては、県のホームページに掲載するなど、また問合せ専用の電話窓口を開設するなど、できるだけわかりやすい運用に努めてきたところでございます。また7月下旬から、募集開始につきまして、報道発表や全市町村あるいは経済団体、各種事業協同組合200団体以上にチラシの配布などを行い、周知に努めてきたところです。さらには県内の商工会議所、商工会、金融機関、あるいはよろず支援拠点などと連携しまして、事業者への周知や申請のアドバイスなどにつきましてもご協力を依頼するなどお願いしました。

比較的短期間での申請ということになり、申請書類作成のためには、事業計画書を提出をいただく必要がございます、できるだけわかりやすく、また枚数等も軽減をさせていただくなど、申請者の負担軽減も図ってきたところでございます。8月30日で申請受け付けを終了しましたが、これらのPRで600件を超える申請をいただいたところで、一定の周知はさせていただけたと思いますが、十分行き渡らなかった点もあろうかとは思いますが。

もう一点、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業補助金でございますが、こちらも財団法人地域産業振興センターを窓口として、同じく8月3日から広報させていただきました。これも同様に、先ほど申しあげましたあらゆるところ、あらゆる方法で周知は図らせていただきましたが、特に中川委員お述べのように、昨年途中からの店舗を増設されたような事業者の方は売上高が両補助金とも20%前年度月比で減少するという要件で設定をさせていただいております。例えば今年の4月以降、4月、5月、6月、7月と、それと対比する昨年の4月、5月、6月で、コロナ禍の影響で減少された中小事業者の方ということで、中川委員ご指摘のような、例えば昨年秋口から店舗を増設されますと1事業者全体の売り上げが上がるという傾向もあろうかと思っておりますし、一方で

昨年秋以降は創業・起業されたような方もいらっしゃいます。そういった方々には、それ以降今年の3月までの各売り上げの月平均をとっていただいて、それと新型コロナウイルス感染症の影響として、私どもが求めています4月、5月、6月あたりと対比いただいて、減少しておられれば対象とさせていただくという取り扱いをさせていただいたところがございます。

○中川委員 概要につきましてご答弁いただきました。おっしゃっていただいたように運用されているんですけれども、最初からそういった店舗増設された事業者さんについてはこうですよとか、そういうことをネット上に書くなり、チラシに書くなりしておいていただいたほうがよかったのかなというふうに思っています。次回からはそういった観点も参考にさせていただきたいと思っております。

次に、観光庁所管の知れば知るほど奈良はおもしろいキャンペーンにつきまして、こちらは実行委員会方式に変えると知事からも答弁があったのですけれども、参加団体が県と39市町村と、あとは民間事業者がたくさんいたと。県から1,800万円、市町村から900万円、民間事業者から900万円、合わせて3,600万円のお金を集めてやっていたキャンペーンですけれども、こちらは参加団体が一堂に会する機会は、これまでなかったという理解でよろしいでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 奈良県ビジターズビューローでは、旅行商品の造成や、地域観光資源を生かした体験プログラムの造成、あるいは観光セミナーの開催など、多岐にわたる事業を推進する中で、日常的に市町村や民間団体と意見交換しながら、主の観光情報をはじめ、新しい提案や、時には困り事などについても意見を聴取しているところがございます。知れば知るほど奈良はおもしろいという枠組みの中で、県や市町村あるいは民間団体と集まって議論したということはございませんが、このような個別の意見交換を通じて、構成員の意見を集約し、事業に反映しているところがございます。

○中川委員 少しわかりにくかったのですけれども、参加団体の一部は理事として入っているのです、理事会などで言う機会もあったのかと。言おうと思えば言える状態にあったと思うのですけれども、理事に入っていない市町村もありますし、個別の意見交換をどういった機会を設けてやっていたのか、詳しく教えていただけませんかでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 定期的に集まることは多分なかったと思うのですけれども、ただその時々々のタイミングで、いろいろと各市町村、あるいは民間事業者さんごとに、売りたい商品、売りたい企画やタイミングがあると思いますので、その時々に応

じて随時個別に対応をしていたと聞いています。

以上です。

○中川委員 その時々に応じてということで、一堂に集まって、こういったキャンペーンはこういうことにも使ってほしいといったことを、オープンな形でみんなが意見を出し合うような場はなかったと理解しております。これは各市町村や民間事業者もお金を払っているのですけれども、お金を払っている割に、こういうことに使ってくれたら満足するのにといったご意見も申し上げやすいような環境が必要だったと考えております。昨年の夏ぐらいにも、近鉄の部長さんが専務理事のところにごなり込みに行ったということも、このような機会があったらなかったのではないかと感じております。これは確認をさせていただきました。

もう一点、こちらのキャンペーンは、県としては年間1,800万円の負担金となっているのですけれども、これはどういった根拠で1,800万円という金額になっているのか、考え方がございましたらお聞かせください。

○葛本観光プロモーション課長 県のほうでは、一般財団法人奈良県ビジターズビューロー負担金交付要綱に基づき、予算の範囲内で支払いを行っているところでございます。この事業につきましては、中川委員もご承知のとおり、観光地奈良県のブランド力の発信と、観光客の誘客、県全市町村あるいは観光関連団体が一丸となって、効果的に取り組むもので、事業内容につきましてはJRキャンペーン等の連携事業、薬師寺県観光キャンペーン連携事業、旅行商品販売営業活動事業、地域素材調査事業等となっております。全体が約3,800万円のうち、2分の1相当の1,800万円を県で支払っているところでございます。

○中川委員 どういった考え方のもとに1,800万円という金額が導き出されていたのかと聞いていたのですけれども、従来やっていたキャンペーンの内容でいきますと、大体3,600万円の全体規模があって、半分は県が出まじょうと、そういった考え方という理解でよろしいでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 基本的には毎年度ビューローで事業を計画しておりますので、その金額に応じて県が負担しているところでございます。

○中川委員 毎年ずっと1,800万円で請求いただいて、払っていたと思うのですけれども、毎年ビューローで計算をして請求いただいているということでしたら、変動する可能性もあるという理解でよろしいでしょうか。

あと全体のキャンペーンの費用が3,600万円ぐらいだという計算が過去にあったと思うのですけれども、それからビューローの一般会計とごちゃごちゃにした後は、実際のところ、そのキャンペーンでやっている内容は、3,600万円も使っていないわけで、そういった観点からすると、全体でかかってくる費用も少なくなってしまうと考えているのですけれども、そのキャンペーンの事業規模はどのように分析をされていますか。

○葛本観光プロモーション課長 事業規模につきましては、ビューローで3,600万円規模の事業を展開しておりますので、それに合わせて県は2分の1を負担しています。

○中川委員 答弁を聞きまして、3,600万円に見合った事業内容をビューローで考えてやってきたと理解しております。別にこれは続けてもらってもいいと思っているのですけれども、続けるんだったら、きちんと考え方を持ってチェックしてもらわないと困ります。そういった観点の質問でありました。こちらはまた追いかけていこうと思っております。

最後に、「いまなら。キャンペーン」ですけれども、こちらは観光振興対策特別委員会でもたくさんの委員から質問がありました。今回、課題と次回に向けての分析につきましてはどのようにされているのか、ご答弁をお願いします。

○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長 課題をどう認識しているのかというご質問だと思っております。

6月議会でご承認をいただきまして、既に開始しております「いまなら。キャンペーン」につきましては、当初分につきましてはインターネットサイトからの申込みと、コンビニでの割引クーポンの発券、この2種類の方法で実施していました。特にインターネットサイトからの申し込みにつきましては、大きなご指摘はいただいていたのですが、コンビニ発券につきましては、早い者勝ちになりまして、クーポンを入手できなかった、地元の観光事業者の利用が少なかったなどのご意見をいただいていたところでございます。このご意見を踏まえまして、不公平感の解消と、旅行意欲のある方へクーポンが届く仕組みづくり、地元観光事業者等の利用促進につながるような工夫が必要だと認識しています。

○中川委員 ありがとうございます。コンビニ発券という形でありましたので、県民なのかどうかという確認をしなくてはならないと、これが一つの観点でありました。もう一つ、買いやすさという観点もあったと思います。ただ、県民かどうかという確認をガ

チガチにしてしまうと買いにくくなったり、買いやすさを優先してしまうと、奈良県民でなくても買ってしまうので、そのバランスが大事だったと考えています。第2期に向けましては、そういったバランスを考え、奈良県の予算で、しかも奈良県民に対してと言って始まったものでありますから、奈良県民かどうかというチェックは最低限きちんとやってほしいと思っています。こういった形でそれが担保されるのか、今の時点でお考えがございましたらお聞かせください。

○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長 県民であることの確認ということでございますが、現在、9月議会に上程させていただいている予算をご承認いただければ、考え方としまして、コンビニの発券は一旦やめようと思っております。一方で、公平な参加を可能とするために、抽せんによる割引クーポンの発券を考えています。

県民であることの確認でございますが、宿泊施設、利用施設におきまして、利用者全員の運転免許証、保険証、マイナンバーカード、本人宛ての郵便物等々で確認をしています。こちらにつきましては引き続き継続してまいりたいと考えております。

あわせて、高齢者の方でも誰もが使いやすくなるのではないかとということで、地元観光事業者の利用促進を図る観点から、旅行内容の説明を受けて予約できる、地元の旅行会社へ直接申込みできることも含めて、検討しているところでございます。

○中川委員 ありがとうございます。そうしましたら、抽せんであったり、地元の旅行会社を通じてという申し込みの仕方であれば、県民かどうかのチェックというのは一定程度働くといった考えでよろしいでしょうか。

○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長 おっしゃるとおりです。はがきでご送付いただくときには、当然その申込み者のご住所を記載することになりますし、ウェブでお申し込みいただく際にも、住所地を入力していただくことを現在検討しています。その時点で県民なのかそうではないのかは、一定程度把握できると考えています。

○中川委員 ほかの委員からも質問があると思いますので、別の観点から質問をしたいと思っています。こちらは、運営事業者を決めた後、インターネットサイトをつくらせたり、コールセンターの設置もさせていただいていると承知しています。コールセンターはずっと電話に出っ放しでつながらない、県の観光局に直接電話される方もたくさんいらっしゃったと伺っております。私の家族も、わからないので、このキャンペー

ンの事務局に電話しようと思ってかけたけれど、ずっと話し中で、つながらないと。そういうコールセンターの運営につきましても、最初の段階でどういった内容の契約を結んでいて、今後どう対応していこうと思っているのか、今時点で考えがございましたらお聞かせください。

○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長 コールセンターの関係につきましても、つながらないということで、ご利用いただいている方にご迷惑をおかけしたことは深く反省すべき点だと考えています。申し訳ございません。当初のコールセンターの契約内容は、今、手元に資料がございませんが、そういうご意見を頂戴しましたので、今後上程させていただいている予算をご承認いただければ、コールセンターの人員増等々を含め、充実を図っていきたいと考えております。

○中川委員 わかりました。これは最初に契約の内容はどうなっていたのかと思っていたのです。運営事業者も、人を増やしたらお金がかかることとございますから、県から人を増やすように言っても、最初にそういう契約をしていなかったらなかなか対応してくれないといったことが予想されるのです。今回予算が通りましたら、コールセンターの充実も含めての予算であるということはよくわかりました。

あと1点、これは質問ではないのですが、こういった観点も大事にしてほしいということをお願いしたいと思います。

価格帯ごとのクーポンの数です。コンビニ発券はなくなってしまったのですが、オンライン上の申し込みを通じてのクーポン発券は、その後も若干残っていました。最後まで残っていたのが、プランの価格帯で言いますと、一番高い価格帯のものがまだ結構残っていると、私の妻も話をしていたのです。なぜ残っているのかと考えますと、やっぱり高価格帯の泊まる宿が、奈良県内になかなか数がそろっていないということも理由としてあるのではないかと考えておりました。もちろん県が発行した数との需給バランスもあると思うのですが、そういった価格帯ごとの発行する数という観点からも、工夫してほしいと考えております。

○川口（延）委員 引き続いて「いまなら。キャンペーン」について質問させていただきたいと思います。

まず第1期の分で5億円の予算を組んでいただいて、県内でも336カ所の宿泊施設が登録されて、県内の魅力を、県内の人々が再び感じる、非常に素晴らしい企画であり、私も予算を組んでいただいたことに感謝を申し上げたいと思うのです。まず先ほど来か

らコンビニのクーポンの話がございましたけれども、こういったクーポンの予約について、もともと手順があったと思うのですけれども、この手順についてご説明をいただきたいと思います。例えば宿を予約していないといけないということがあったと思うのですが、その辺を教えていただきたいと思います。

○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長 コンビニ発券の手順ですけれども、基本的には宿泊施設への予約であったり、ツアーの予約前であったとしても、大手コンビニの発券機において、ボタンを押すことによって、価格別のクーポンが入手できる仕組みになっておりました。

○川口委員 ありがとうございます。1分おきに7万2,000円の領収書を発行されている。これは多分1人でとられている領収書で、ローソンのクーポンの入った袋で、恐らくこれを1人で数十枚、もしかしたら100枚ぐらいとられているだろうと思います。もともと1人10枚までという規約があり、転売もできないということだと思います。恐らく1人でこれだけ泊まりに行くことはできないので、同じ価格帯で移動しても転売だという説明をいただいたと思うのです。

私もいろいろな意見をいただいて、翌日に担当課に連絡しますと、これは先行販売で、後々インターネットでも予約できますというご報告を受けて、そのまま伝えました。インターネット予約になると、日帰りは対象外で予約ができないということで、このクーポンでしかできなかったと思います。第2期についても、クーポンでしか日帰り観光を認めていないのか、今後の方針について教えていただきたいと思います。

○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長 十分利用者に対して周知、広報が至っていなかったのではないかとのご指摘と考えております。また、冒頭写真を見せていただきましたけれども、コンビニ発券によるクーポンの配布につきましても、不適切な買い占めができてしまうのではないかとのご指摘をいただいたところでございます。ただ一方で、例えば、団体旅行の方々が、一堂に10人を超える利用の方が購入できるという考え方もあるとは考えております。

現在、インターネットのオークションサイトにおきましても、転売の事実は確認はされておきませんが、このようなご指摘を踏まえ、先ほど中川委員のご質問にも答えさせていただきましたけれども、コンビニ発券、このクーポンはもうやめてしまうと。公平にクーポンが配布できるような抽せん方法によって、割引クーポンを配布することを検討しております。また、不適切な買い占めができないよう、クーポンの抽せんの応募で

ございますが、お1人様1回限りで、なおかつその1回にお申し込みできる枚数の上限も設けたいと、現在検討しているところでございます。

○川口委員 ありがとうございます。

もう一点、コンビニ販売の次にインターネット予約で、オンライン申し込みについては批判的な指摘なしと記載いただいておりますが、「いまなら。キャンペーン」のサイトで、楽天トラベルであったり、dトラベルであったり、6社ぐらい旅行代理店の記載をいただいております。その中で楽天とじゃらんだけが、10月31日まで、そのほかは1月30日や31日という締め切り期日が設けられていると思うのです。この「いまなら。キャンペーン」自体の期日はもともと1月31日になっていたと思うのですけれども、この2社だけ10月31日になっている理由は教えていただけませんか。

○谷垣観光局次長（観光政策担当） その2つのサイトでの販売につきましては、第2期の販売を前回の6月補正予算で予定しておりました、11月2日以降で販売しようと考えていました。宿泊できる時期を2つに分けて、前の期限を決めておいたほうが、前のほうから予約が入っていく部分があると思いました。全体的に予約を分散させるために、大きなサイトについては、時期を分けさせていただいております。ただ、サイトごとで設定が違うのがわかりにくいというご指摘もありましたので、そのあたりの詳しい案内をホームページで早期に掲載したり、より詳細なQ&Aも、第2期では予算をお認めいただければしていきたいと考えております。

○川口委員 ありがとうございます。今後の進め方ですので、まだこれからの検討だと思うのですが、1月31日から2月28日まで期日を延ばしていただいたのは、非常に利用者にとってはありがたい話ですし、今後もこういったことでお願いしたいと思えます。

最後に1点だけ、第1期分のクーポンの期日も延びるということはないですか。第2期にクーポンを発行した分だけが2月28日になるという解釈でよろしいでしょうか。

○谷垣観光局次長（観光政策担当） 詳細は今後になりますので、どういう扱いにするかにつきまして決めましたら、しっかりと広報をさせていただきたいと思えます。

○小泉委員長 「いまなら。キャンペーン」のクーポン券の話が出ていますので、それに関係した質問者があれば手を挙げてください。

○樋口委員 「いまなら。キャンペーン」についてですけれども、観光振興対策特別委員会のときにも何点か問題指摘をさせていただいて、今ご答弁いただいている答えの中

に、改善策が見て取れたのですけれども、ただ1点、地元のエージェントにできるだけ通るようにしてもらいたいと申し上げておりました。

というのは、取り扱い量が極めて少なかった第一期に、一般的にはオンラインで予約をされる方が、宿泊の商品を直接買いに行くという形が一番多いパターンだと思うのです。それだとどうしてもその間に入っているオンラインのエージェントと宿泊施設だけに配分されていく形になる。当然、宿泊すれば、波及効果として周辺での物販などにも落ちていくだろうと思うのです。ただ地元のエージェントが入ることによって、交通事業者など、中間でいろいろ介在してくるところにも分配されていったりということで、できるだけそういうパッケージの商品が販売されることによって、できるだけ広く薄く波及効果が及んでいくことが当初にもくろまれていたと思うのですが、それが実現しがたかった状況があると聞いています。

そのこのところを改善する方法として、今、エージェントを通してクーポンを買っていただくことで改善されることではあるのですが、ただ利用者、消費者の観点からいくと、そういうイメージを持って旅行社に行っていただけの方は実はまだ少ないだろうと。だから、ある意味政策的に誘導していくという話も必要ではないのかと思うのです。だから、配分枠を何となくやっていると、多分オンラインに集中したり、あるいは抽せん集中したり、結局地元のエージェントに行き着くときには、それぞれが売り切れて、仕方がないからそこへ行くということになってしまわないか心配するところでもあります。

そこは上手にPRしていただきたいということとともに、第1期のときにはそういう発注を受けたときに、ほとんどがもう手持ちがありませんという答えしかできなくて、ある意味クレーム対応係になってしまったと聞いています。そうならないように、受けたらきちんと物があるという状況をつくらうとすると、地元エージェントに対しての配分はやっていただく必要がある。どの程度やるのかは、また考えていただく必要はあると思うのですけれども、この事業の波及効果の一番大きいところはどこだということで、バランスを考えていただきたい。OTAに関しては、もう既に3億円ほどの配分が第1期であって、第2期で同じようにいくのか、少しそこを減らして、エージェントに膨らましてという形にするのか、その辺もバランスを考えながらやっていただきたいというのが1つです。

それともう一つは、OTAは結局県外の事業者なので、地主としてお渡しするような形ではあるのですけれども、できるだけ県内の歩留まりが大きくなるように、事業の組

み立てはお願いしたいと思います。先ほど日帰りの話がありましたけれども、OTAでは日帰りは扱えません。これも結局そこに頼るから、そこで扱う商品だけが消費者に届くという形になるので、日帰りの部分が消されてしまう。だからそこも波及効果が地元になかなかいかないようになってきていることも考えていただいて、できるだけ広く配れるようお願いをしたいというのと、先ほど言いましたけれども、地元エージェントを通してきっちり旅行のパッケージを買ってもらうのがベストの選択だということをアピールしていただきたい。今さらのところはあるので、やり方はかなり工夫がいると思いますけれども、そこをぜひお願いしたい。お願いばかりですけれども、よろしく申し上げます。

○太田委員 ほかの議員さんもお意見を受けていると思うのですがけれども、「いまなら。キャンペーン」事務局や、奈良県の観光局に電話したときに、何度も予約してからクーポン発行ですねということで念を押して、予約して、コンビニに買いに行ったら売り切れていたという状況がたくさんあったと思うのです。この事前の説明は、相当数ホームページではされていたと思うのですがけれども、徹底されていたのでしょうか。

○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長 正直に申し上げまして、今のような事実は私どもは把握していないのですがけれども、そういうことがあれば、関係者の周知が徹底できていなかったと、ここは大いに反省すべき点だと思います。繰り返すにはなるのですがけれども、この9月議会で補正予算をご承認いただければ、コールセンターの充実、ホームページをわかりやすく丁寧に出していく、あわせていわゆるQ&Aにつきましても充実していきまして、ご利用者さんが見られてわかるようにしっかりと対応していきたいと考えております。ご指摘ありがとうございます。

○太田委員 こうやって真面目に念は押して、手順を確認した方々が結局買えなかったということで、そういう方が相当数いらっしゃるのではないかと思います。たくさんそういうお話を聞いておまして、中には本当に特別なランチを予定していたのに、結局プランを予約したけれどもクーポンを買えなかったという方がいらっしゃいます。今回当日の午前中にはほぼ券がなくなったということで、いろいろ憶測も飛び交っていて、先ほどもお話がありましたように、転売目的ではないかとか、そういう点ではインターネットでその後の追跡もされているそうですけれども、これも例えばの話ですけれども、ある方の書き込みでは、旅館やホテルの関係者が大量購入したら、空宿泊や空ランチをすれば何もしないでもお金が手に入る。これも技術的には可能になってしまうという、

性悪説になってしまえば考えてしまうのですけれども、この点はいかがでしょうか。

○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長 先ほどご答弁させていただきましてけれども、従前のコンビニ発券によりましたら、不適切な買い占めができる状態ではないかというご意見・ご指摘はいただいたところです。ただ一方で、オークションサイトでの転売は、ずっと監視をしているのですけれども、確認はできておりません。今後抽せん販売にすることによって、先ほど申し上げましたとおり、1人1回で、申し込める1回につき上限枚数を設定することによって、今ご指摘をいただいている部分につきましては、ある程度公平な配布が可能になると考えています。

○太田委員 今後については、こういうことのないように再発防止は徹底していただきたいのですが、今回コンビニ発券の部分に関しては、いろいろな方がいろいろな憶測を持っていらっしゃるようで、おっしゃっているように団体で正常に買われて、それがなくなっているのかもよくわからない部分がございます。今、インターネットで転売されているかどうかチェックされているということですのでけれども、税金でやっている事業でございますし、業者に委託して、広報費と委託費で1億円という金額を払っていますので、どういう形でこのコンビニ発券の分が使われたのか、ご報告いただきたいと思っております。

あと、要望ですけれども、いろいろな新聞を見ておきますと、本当に今回の「いまなら。キャンペーン」は、ふだんは行けないような高級なところにお客さんが集中していて、一般的な価格帯のところ、例えばビジネスホテルなどでは閑古鳥が鳴いていると。これは当然、企業努力というのがついて回りますし、努力をしていないところにそういう支援というのはどうかと思うのですけれども、多くの頑張っている県内の宿泊事業者が恩恵を受けられるような形で工夫をしていただきたいと思います。

○植村委員 私からも1件だけお聞きしたいと思うのですけれども、この「いまなら。キャンペーン」に関しては、私自身も非常に評価させていただいています。また今回の補正予算で出された分は、期間を国のG o T oキャンペーンよりもさらに1カ月長くしていただけるということで、非常にこれは奈良としてもよい取り組みだと思います。特にニッパチと言われて、奈良の場合、2月は非常に暇になる時期でございます。そういったことから非常にうれしいと思っておられると思います。ただ、これが3月になりますと、G o T oキャンペーンも終わり、「いまなら。キャンペーン」も終わりということになってくるわけですので、本当にコロナ禍で見通しができない中で、2月28

日が終わったら、新型コロナウイルス感染症は終息しないけれども、観光の衰退が出てくるのではないかという、一つの危機感も聞かれていますのですけれども、それ以後、どのような見通しをしておられるのか、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長 少なくとも現在は、6月補正予算の事業をしっかりと実施していく。9月議会でご承認いただければ、まずはご承認いただいた事業をしっかりと実施していく。この事業に限らず、来年度以降につきましても、現在取り組んでいる事業を含め、どのように県内観光が活性化していくのか、全体として検討していきたいと考えております。

○植村委員 ありがとうございます。ぜひ積極的に取り組んでいただけるように要望しておきます。

○森山委員 私からは2点質問させていただきたいと思います。

1点は、県内の雇用状況を含む経済状況についてです。おととい、たまたま十津川村で会合があつて、それに向かつていったのですけれども、非常に県外の車が多く、五條では混雑するような状況でした。途中の飲食店にも寄りましたけれども、たくさんの方が来ていて、そういうのを見ると、奈良県の経済も少しずつ明かりが見え始めているような感じもしました。その一方で、今日の新聞を見ると、吉野の旅館が廃業したということもありますし、まだそういう状態も続いていると感じました。今の県内の雇用状況と、会社の廃業の状況など、把握されていることをお聞かせいただきたいと思います。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 本県の雇用状況につきましては、就業地別有効求人倍率が奈良労働局から発表されており、リーマンショック後の平成20年以降、上昇傾向でございましたが、今期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、減少に転じております。奈良労働局が発表した直近の令和2年7月の数値によりますと、就業地別有効求人倍率は1.26倍ということで、前月を0.05ポイント下回る状況になりました。近畿2府4県の平均倍率は1.02倍。本県は前月に引き続き、近畿では一番高い状況でございます。また全国平均も1.08倍で、全国順位でいきますと奈良県の比率は13位という現状でございます。

また、県内での雇いどめや解雇の状況につきましては、厚生労働省の発表がございます。都道府県の労働局の聞き取り、ハローワークに寄せられた相談・報告をもとに集計した数字ですが、9月11日現在で、本県では雇用調整の可能性がある事業所数は143事業所、雇用や雇いどめ等の見込み労働者数は455人でございました。参考までに

申し上げますと、全国では雇用調整の可能性がある事業所数は9万3929事業所、雇用や雇いどめ等の見込み労働者数は5万4817人でございます。

奈良労働局から県内の雇用情勢の発表がございまして、求人が求職を上回っているものの、新規求人が引き続き減少しており、厳しさが見られる、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要があるとしております。県としましても、今後ともこのような数値をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○福留産業政策課長 倒産の状況ですけれども、帝国データバンクの調査によりますと、8月の情報ですけれども、新型コロナウイルス感染症関連で倒産したのは県内2件目ということで報告が上がっております。

○森山委員 ありがとうございます。この夏に第2波といわれている波が来ましたが、この間でも雇用状況は一層厳しくなっているのか、何とか横ばいなのか、この3カ月間の推移がわかればお聞かせいただきたい。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 3カ月間の推移は、すぐに計算できないですけれども、前月と比較しますと、まず求職者数は、季節調整値ベースで1万7795人、前月に比べて758人の増加でございます。また有効求人数ですけれども、季節調整値ベースで1万9837人、前月に比べて92人の増加でございます。求人数が今回微増でございますが、求人者数がそれをさらに上回るようになって、悪化の傾向を示しております。

○森山委員 ありがとうございます。いずれにしても、この第2波の影響はまだ厳しい状況が続いているということで、これからまた第3波があるかわかりませんが、雇用をしっかりと守るように、事業者の支援を引き続きお願いしたいと思います。常に見守っていききたいと思います。

次にもう1点、観光と産業にかかわることで、この間の本会議での質問で、出雲と大和展を取り上げさせていただきました。そのときに知事の答弁で、今回古代歴史文化でつながった島根県との貴重な縁を生かして、文化・観光などさまざまな分野での連携を進めて、交流を深めていきたいと考えているという答弁でした。

また、来年の春に島根県で「しきしまの大和へ」という催しがあると、文化事業を行うことも答弁で挙がっておりました。調べてみると、「しきしまの大和へ」というイベントは、県内の銘品を県外へ持ち出して、4カ所で展示を行うというもので、最終会が島根県で行われるということでした。文化事業でありますけれども、関連していろいろ、

開会式などで、入り口で奈良県の物産展を開く、観光面や産業面のPRなどができると思うのです。

例えば、出雲はもともと桜井とご縁の深いところで、三輪そうめんなどの販売ならできると思うのです。それ以外でも柿の葉寿司や、いろいろな奈良県の名産を販売したり、PRしたり、食べ物に限らず、島根県は玉造温泉などもありますから、奈良県にもすばらしい温泉がありますということで、十津川温泉の足湯を運んでいたり、文化事業ではありますけれども、それに付帯して、奈良県のいろいろなPRができる機会になると思っております。

これは提案ですけれども、来年の春に「しきしまの大和へ」という催しがあるということですが、4回あるうちの多分3回は文化事業ということだけで終わっていたと思うのですけれども、出雲での開催場所は、出雲大社の横にある博物館で、ロケーションも抜群にいいところです。ぜひそのときに奈良県の今回のご縁を生かしてPRできるように進めていただきたいと思いますけれども、その辺のお考えが固まっているところがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 森山委員から、6月にも旅行商品関係の話をしていただいています。現在カルチャー系の旅行会社と造成を進めているところで、間もなくできると思っています。あわせて、奈良出発の島根ツアーも検討していただいていますけれども、そういうものを含め、今おっしゃった「しきしまの大和へ」というイベントがありますので、どういう形で参加できるのか、部局をまたぎながら、積極的に検討してまいりたいと思います。

○森山委員 ありがとうございます。具体的にはまだ決まっていないと思いますけれども、よい機会だと思いますので、ぜひ前向きにまた検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○植村委員 まず、コロナ禍における県内地場産業の活躍についてお聞きしたいと思います。先般、本会議の一般質問でも質問をさせていただいたのですが、海外に頼らず、危機管理の見地からも、奈良県の地場産業で対応できる、安全・安心なメイド・イン・奈良の製品を振興していくことが大変重要であると考えているわけですが、その中でも、医療用ガウン、消毒液、フェイスシールドについては、県内事業者のご協力、またご努力により、緊急に既存設備を活用して生産していただいたと聞き及んでいます。これからも奈良県生産業界の底力を示していただきたいと思います。そこでお聞き

したいのですが、県内事業者のこのような取組がどのくらいあるのか、掌握されている限りで結構ですので、お示しいただきたいと思います。

○大西産業振興総合センター所長 コロナ禍におけます県内事業者の取組でございます。一つは縫製会社などが今回いろいろなガウンを製作された例、プラスチックメーカーがペットボトルと同じ素材を使用して、軽量で曇りにくいフェイスシールドを製造された例がございます。また本会議でもご答弁させていただきましたように、複数の酒造メーカーが消毒用高濃度アルコールを製造され、提供された例や、靴下メーカー、木材メーカーなどが、技術を生かしてマスクを製造されたような例も聞き及んでおります。そのほかに、グローブメーカーですけれども、電車やバスのつり革を接触せずに利用できるグッズを販売された例、生活雑貨を企画販売する会社が、タッチパネルを指で直接触れずに操作できるグッズを販売された例などがあります。

○植村委員 ありがとうございます。こうやって聞かせていただくと、頑張っていたのを改めて感じることができました。非常事態のとき、必要な物資を確保し、備蓄しておくことが大変必要であると思います。そのためには、県としてもこのような取組の状況を常に掌握していただいて、ふだんからそういった事業者との結びつきを深めておかないと、いざというときに県から協力を求めたとしても、なかなかスムーズにうまくいかないのではないかと考えます。ふだんから声かけをしておけば、事業者側も粹に感じてくれると思うのです。自分たちは奈良県民を守るために事業をやっているといった思いが湧いてくると思います。その点、現状ではどのように取り組んでおられるのかお聞かせいただけますか。

○大西産業振興総合センター所長 日ごろ、当センターで実施しております事業や施策を通じまして県内事業者の取組内容を日ごろから把握に努めているところでございます。例えば事業者に対しましては、県内や首都圏での販路開拓の支援事業、マーケティング視点からの製品開発への指導・助言、あるいは試験依頼や共同研究等々、技術指導・技術相談などを通じ、県内事業者の技術開発や製品開発を支援しています。このような事業や支援により、関係事業者の取組状況を常に把握させていただきながら、事業者と顔の見える関係性の構築を日ごろから図っているところです。さらに業界団体、関係機関とも連携して、必要な情報を収集できるよう取り組んでまいりたいと思います。

○植村委員 今お聞きしましたことを、さらに実行に移していただきたいと要望しておきます。消毒用アルコールに関しましても、かなり事業者の方々が協力されたと同って

おります。そういった関係があるからこそ、いざというときに一気に動いてくれる。コロナ禍も災害です。災害として取り組むときには、普通の地震や豪雨災害でしたら、さまざまな建設関係、また燃料関係、そういったところといろいろな災害協定を結んでおられます。全般的に見たときには、そういった部分をしっかり掌握して、各課がしっかりと関係づくりをしていただくことによって、いざといったときに安心・安全の奈良県民を守る政策につながっていくと思います。その点しっかりとお願いしておきたいと思っております。

それから、今般の非常時において頑張っていたいただいた県内の事業者の取組は、一部テレビ等マスコミで報道されておりますが、広く県民に伝わっているのかと考えたときに、そこまでは広がっていないと思います。安全で安心なこのメイド・イン奈良の製品を振興するという観点で、今後県としてもこのような取組は、県民の皆様方に向けていろいろな媒体で発信する必要があると思うのですが、その点どのように考えているのかをお聞かせください。

○大西産業振興総合センター所長 県民の皆様にも情報発信するというのも非常に重要かとは思っています。特に今回コロナ対策で、県内中小企業者の方に私も実施してございます一つの再起支援事業、補助金事業をとり行っておりますけれども、他の事業者の参考としていただけるような、新たな先行的な取り組みを創出するのも一つの目的に、この補助金を活用いただいております。その成果を今後も発信することも予定をしております。その取り組み内容につきましても、県のホームページやジャーナル等で広く情報発信を積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

○植村委員 ぜひその成果、取り組みを、やはりどんどん宣伝していただけるようにしておきたいなと思っております。そういった取り組みは奈良県として取り組んでいるんだということを、県民の皆様方にしっかりと広報していただけるようお願いしておきたいと思っております。

続きまして、コロナ禍の中でですけれども、県内周遊企画商品の造成業務事業についてお聞きしたいと思います。新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要を喚起し、本県の地域経済を再活性化することを目的に、県内の周遊企画商品造成事業というのを現在取り組みさせていただいているとお聞きしていますけれども、これによって、県内の寺社仏閣、また宿泊、飲食施設、そういったところにも周遊していただけるようにと、このいまなら。キャンペーンとも連動してやっていけると期待しているところで

すけれども、その中で公共交通機関なども含めて、企画推進を取り組まれていると聞いておりますけれども、そのことについて、お聞かせいただけたところについてお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○葛本観光プロモーション課長 県内周遊企画商品造成事業についてお話しさせていただきます。

委員お述べのとおり、アフターコロナですとか、あるいはウィズコロナの時代になりまして、旅行ニーズというのが、3密回避ですとか、あるいは疫病平癒なんかというのがキーワードになっている中で、奈良というのは歴史あるところでもございますので、そういう観点から新しい社寺の魅力ですとか、文化施設だとか、そういうところを中心として、県内の公共交通機関、タクシーですとかレンタカーですとかバスの利用者とも連携しながら、周遊企画商品というのをつくっていかうというふうに試みているところでございます。現時点で、委託事業でございますので、受託会社も決まりまして、実際どういうふうな商品をつくっていくかというようなところを検討しているところではございますけれども、商品をつくるのは旅行会社ではございますけれども、しっかりと県の思いが反映をできるように、旅行会社のほうにも指示していきながら、10月後半ぐらいから販売をできればと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。

以上です。

○植村委員 ありがとうございます。ぜひこのコロナ禍に疲弊する観光業界を活性化する意味でも、全般的に考えながら、あらゆる手を尽くして頑張っていただきたいなというふうをお願いしておきます。

最後に、奈良県ビジターズビューローについても、これは私の住んでいる地元のことでございますので、少し気になるところをお聞きしておきたいなと思うんですけれども、この奈良県ビジターズビューローについて、ホームページ等の説明を見ていると、奈良県の歴史的・文化的・社会的・経済的な特性を生かし、観光振興並びにコンベンションの誘致及びサポートなどに関する事業を行うことにより、奈良県経済の活性化を図り、そして県民の生活文化及び経済の向上・発展並びに国際親善に寄与することを目的とし、平成21年4月に設立されたと。官民一体となって来県される皆様をサポートいたしますと、このように説明が書いてありました。そこで、よく私もいろんな団体から聞かれることがあるんですけれども、コンベンションの誘致条件についてはどのような

っているのかとってよく聞かれるんですけども、現在この奈良県ビジターズビューローについては、コンベンションの誘致とか、そういった作業はどういうふうになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○山口MICE推進室長 奈良県ビジターズビューローのコンベンションの誘致の状況でございますけれども、ビジターズビューローにおきましては、今までの活動で培った県内外のコンベンション事業者とのチャンネルを活用いたしまして、世界遺産に囲まれましたガーデンパーティーの開催ですとか、鹿寄せや社寺の特別拝観等、お客様にとって付加価値の高い、奈良でしか体験できないアトラクション、エクスカッションなどの企画提案ですとか、魅力ある開催支援措置などによるコンベンション誘致を今まで行ってきたところでございます。令和元年度の実績でございますけれども、9月に開催されました第39回国際レーダー気象学会合、10月に開催されました第5回国際デジタル歯科学会、あわせて11月に開催されました第14回世界生殖免疫学会をはじめといたしまして、160件のコンベンション等の誘致支援を実施いたしましたところでございます。

今年度の取り組みといたしましては、4月に奈良県コンベンションセンターが、開業決起といたしまして、県ビジターズビューロー、奈良県コンベンションセンターのPFI事業者が連携いたしまして、また優先ターゲットを大規模やグレードの高いコンベンションに設定をいたしまして、誘致活動に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○植村委員 ありがとうございます。もう少しお聞きしたいんですけども、これは奈良県、そしてビジターズビューローさんは、コンベンションを今現在も誘致されている、職務として取り組んでおられるという認識でよろしいのでしょうか。

○山口MICE推進室長 コンベンション誘致につきましては、従来奈良県ビジターズビューローが中心となって活動してきたところではございますけれども、今年度、観光局においてMICE推進室を設置して、県として主体的に取り組むという形になっております。ただ、MICE誘致における役割分担でございますけれども、ビジターズビューローが協力してMICE誘致を推進するというものでございまして、具体的には2人1組で、県の担当者と奈良県ビジターズビューロー1名で、大学、学会事務局への働き等を進めているところでございます。

○植村委員 もう少しお聞きしたいのですけれども、そうしたら奈良県ビジターズビューローも、コンベンションの誘致をしておられるということによろしいですね。例えば

コンベンションを誘致する部署などがあるのですか。また反対に担当者は何人ぐらいいるのでしょうか。

○山口MICE推進室長 奈良県ビジターズビューローにおきましても、MICE誘致やコンベンション誘致の担当というのを置いており、県の担当者と共に誘致活動を行っているところでございます。

○植村委員 何名いるのですか。

○山口MICE推進室長 3名か4名で誘致活動を行っているとお認識しております。

○小泉委員長 専門はないのですね。

○山口MICE推進室長 従前、MICEの誘致の部署というのはございましたけれども、奈良県ビジターズビューローには、現況その担当部署はございません。

○植村委員 いないのに、どうやってコンベンション誘致をするのですか。

○村上観光局次長（MICE担当） 昨年の途中に、MICE部がなくなったのですけれども、違う部において担当を持っていただいております、その担当部長と担当課長、担当職員で、今、MICE誘致の活動、受入れをご担当いただいております。

○小泉委員長 専門はないのですか。

○村上観光局次長（MICE担当） MICE部はなくなっておりますけれども、担当部というのはあります。

○植村委員 コンベンションは大きく言うと、MICEの一つという認識でよろしいですね。そのコンベンションを誘致する部署の役職は何人いるというのをはっきりわかりやすく教えていただけますか。

○村上観光局次長（MICE担当） 今手元に何人という正確な数字を持っていないのですけれども、担当部長がおられて、担当の課長がおられて、担当の方で打ち合わせに出ているのが2～3名おられると思いますので、4～5名程度でご担当いただいていると思います。ただし、誘致というのと、来ていただいた方の受入れの両方ありますので、合わせてそれぐらいの人数でやっていただいているとお認識しております。

○植村委員 そうしたら聞きますけれども、コンベンションというのは両方必要やと思うのですけれども、特に誘致してくるところを営業される部署の名前と責任者を教えてもらえますか。

○村上観光局次長（MICE担当） 済みません。後で調べて回答させていただきます。

○小泉委員長 そんなら後で。

○植村委員 私も驚いているのですけれども、例えば私の知っている団体で、5年後に全国大会を例えば1万人規模でしたいとか、1,000人規模でやりたいというときに教えてくださいと言っても、今、答えられないということですね。本当に機能しているのかどうか分かりません。

○小泉委員長 再開して1時間半以上過ぎていますので少し休憩したいと思います。3時50分に再開いたします。

15:37分 休憩

15:53分 再開

○小泉委員長 ただいまから休憩前に引き続きまして会議を開催したいと思います。

○村上観光局次長（MICE担当） 先ほどの植村議員からのご質問にお答えさせていただきます。先ほど資料が手元にありませんで、大変失礼いたしました。

奈良県ビジターズビューローの組織につきましては、現在、地域づくり部とインバウンド営業部の2部からなっております。コンベンションの誘致につきましては、地域づくり部が担当しております。担当いただいておりますのが、地域づくり部の部長と課長、課長は違う部と兼務されております。それ以外に、地域づくり部に担当がお二人おられます。インバウンド営業部にも奈良交通から出向されている方がおられて、この方は両方の業務をやっているという状況です。延べ人数で5名になります。

○植村委員 お知らせいただきありがとうございます。コンベンションに関する責任者は誰でしょうか。

○村上観光局次長（MICE担当） 地域づくり部の部長が責任者でございます。

○植村委員 ありがとうございます。県民の方々は地域づくり部の部長に相談したらいいと理解させていただきます。

○村上観光局次長（MICE担当） 奈良県ビジターズビューローを通してご相談いただく場合は、地域づくり部の部長で結構なんですけれども、MICE推進室ができましたので、県にご相談いただいてもいいと考えております。

○植村委員 MICEというのは、コンベンションという大きいくりがあって、その中のMICEを担当しているのがMICE部。それともMICEが大きくて、コンベンションということですか。

○村上観光局次長（MICE担当） そもそもを説明していなくて申し訳ないです。M・I・C・EのCがコンベンションですので、MICEのほうが大きくて、その一つ

としてコンベンションというジャンルがあるとお考えいただければと思います。

○植村委員 わかりました。そうしたら、コンベンションも責任者としてMICEの担当の村上観光局次長にお話ししたらいいわけですね。

○村上観光局次長（MICE担当） はい。結構でございます。

○植村委員 わかりました。2つあるわけですね。コンベンションに関して相談しようと思ったら、MICE推進室に相談に行ったらいいし、奈良県デジタルズビューローもそれをやっているから、奈良県デジタルズビューローにも相談したらいい。2つ行かなあかんですか。

○村上観光局次長（MICE担当） 窓口は2つあるのですけれども、先ほどMICE推進室長からも説明いたしましたように、一緒になって動いておりますので、どちらかがキャッチした情報は一緒に対応させていただいているという現状でございます。

○植村委員 そうしたら1つ聞きたいのですけれども、奈良県コンベンションセンターができて、私も見に行かせていただきましたけれども、あそこにもコンベンションを担当する部署があったと聞いているのですけれども、それを教えてもらえますか。

○村上観光局次長（MICE担当） 奈良県コンベンションセンターはもともとPFI事業で、建築から維持管理まで一体的な発注をかけておりまして、建築が終わりました段階で、維持管理、運営に移っておりまして、奈良県コンベンションセンターの会議室の管理、貸し出し業務を請け負っている会社が誘致活動もやるという契約になっておりますので、その会社もいろいろなチャンネルを使って誘致活動をやっているのが現状でございます。

○植村委員 ということは、奈良県としては、コンベンションの誘致事業は、MICE推進室、奈良県デジタルズビューロー、奈良県コンベンションセンター、その三つがあるということですね。

○村上観光局次長（MICE担当） 県のかかわる部分はそうですけれども、例えば100年会館、日航奈良、マリオットなどのホテル、それぞれに誘致する担当や部署を置いておられ、それぞれに営業活動をなさっているのが現状でございます。3カ所だけがやっているのかというと、そうではないと思います。

○植村委員 申し上げたいのが、どこに相談したらよいのか、指揮系統が組織としてはっきりしていないのではないかと思うのです。奈良県コンベンションセンターで、コンベンションを誘致するというけれども、それは何という部署ですか。それは会社ですか。

○村上観光局次長（MICE担当） コンベンションリンケージという会社が維持管理や誘致の仕事をやっています。

○植村委員 そうしたら、奈良県コンベンションセンターはせっかく大きい、2,000人も入れる会場ですし、3,000人でも対応できると思うのです。そのときに、その会社も当然必要になってくる。奈良県ビジターズビューローも協力する。その大もとはMICE推進室がやるという形になっているのですね。

私は思いますけれども、それはすべてお金がかかっているわけです。奈良県ビジターズビューローが、そもそも先ほど申し上げましたように、そういう趣旨で設立されているわけです。コンベンションもやっていくということでできている。私も今までそういう認識で思っていたのです。それがどうやら、今、三つぐらいになっていると。奈良市の100年会館でもそういうことをやっている。コンベンションの誘致まで100年会館はそんなに力を入れてやっているのではなくて、当然会場としてサポートはされると思うのです。

MICE担当をしておられる課長、室長の人事異動はどれぐらいでやっていかれるのですか。

○小泉委員長 村上次長、わかりますか。

○村上観光局次長（MICE担当） 今年できただけの組織ですので、過去の例がないのですけれども、通常県の異動でいいますと、管理職は3年程度だと思います。それがMICE推進室に当てはまるのかどうかまだわからないというお答えになると思います。

○植村委員 そうですね。そのような感覚でやっていかれると思います。それが普通だと思うのです。だから私は思うのですけれども、コンベンションというのは、10年先の大きな大会をとっていこう、中規模でも5～6年のものをとっていこうと、私が今お手伝いしているものもあります。奈良市でやってもらいたい、コンベンションにできたら使ってもらいたいと思っているのです。だけれども相談する人が、課長が異動になりました、室長が異動になりましたとなったら、一からまた信頼関係を対外的にとっていけないといけない。県内の構築はできたとしても、相手がありますから、東京に団体の本社がある、そういったところに行って、話をして、勝ち取っていけないといけないわけです。コンベンションなんて、たくさんの会場や団体でも、うちの県へ来てください、うちの市へ来てくださいとやっておられる。そういうものです。私も経験してきた

からわかります。

だから私は、こういう性格のものは、本来はビジターズビューローでやっていただいたらいいと思うのです。そこを強化することによって、最低でも5年間ぐらい頑張ってくれる人、またプロパーの職員さんがいて、十年二十年とやっているベテランさんがいると。そこで話がつかんでいけると思うのです。今の状態であれば、コンベンションをとるのは難しくなってきます。

○土屋観光局長 貴重なご指摘をいただいたと思っております。

幾つも窓口が分かれているというご印象をお受けになられたと拝察しましたけれども、それぞれの団体で強みも違ったりしているものですから、いろいろなところで営業活動をやること自体は悪いことではないと思っています。

あと、相談窓口としてどこに行ったらいいかということだと思います。率直に申し上げまして、MICE推進室が今年できておりますので、県に相談いただければ、その関係者との情報共有はしっかりと、もちろん外に出せない分は外に出さない範囲で、どこがどういうアプローチをしたり、担当したほうがいいのかしっかりと考えたいと思います。そういう形でご理解いただければと思います。

○植村委員 今、MICE推進室でやっておられるということですが、これも私はだめだと言っているのではないのです。この分散しているものをもっときちんとまとめてもらう。コンベンションリンケージという会社であれば、その会社で全部しっかりとやってくださいと。そのかわりこれだけ計画をとってきてくださいと言わないといけないと思うのです。

資料請求をお願いしたいと思うのです。今から10年ぐらい先をめどの、今の計画を、どういう団体がどういうことを何年後にしようと言っている、これは多分営業としてやっていると思うのです。そういった計画、いろいろな団体の情報を収集していると思うのです。過去も当然コンベンションビューローがやっているところ、誘致しているところはみんなそういう計画を持っている。医師会、教育委員会どこどこだった、商工業は、工業会はどうかというのがあろうと思うのです。それを一度資料としてご提供いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○小泉委員長 資料提供を言われているのですけれども、どうでしょうか。

○村上観光局次長（MICE担当） こういった方針でという資料につきましては、まとめさせていただきたいと思います。ただ申し訳ないですけれども、個別のお客様の情

報になりますので、個別の何という学会というところまではご容赦願えればと思います。

○植村委員 団体名ぐらい出してもらえるのであれば出してもらって、できるところはしてもらったほうがわかりやすいと思います。私の知っている団体でも聞いていますので、10年後にあれしたい、8年後に何したいと思っている、私もいろいろおつき合いをした中で誘致したいけれど、宿泊先、会場、いろいろ相談を受けます。そういったところもアドバイスしていかなければいけないですし、今までもずっとそういったことは議員としてやってきました。そういったことがわかるように、10年先ということでお願いしておきます。

○小泉委員長 資料提供をよろしくお願いします。

○植村委員 すぐ出ますか。

○村上観光局次長（MICE担当） できるだけ早く出したいと思いますが、少しお時間をいただきたいと思います。

○小泉委員長 そういうことです。

○樋口委員 1点だけ。就職氷河期世代キャリアアップ支援についてお尋ねしたいところがございませう。まず、県内でこの事業の対象になる方が何人いらっしゃるか把握はできていますか。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 県内での対象者のことございませう。まず国の就職氷河期世代支援プログラムにおきましては、全国の34歳から49歳のうち、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方など不安定な就労状況にある方、就業を希望しながら、さまざまな事情により長期にわたり無業の状態にある方、ひきこもり状態にある方など、社会参加に向けた支援を必要とする方を対象にされております。奈良県の対象者は、厚生労働省の資料でございませうけれども、推計値としまして、この世代の中心層であります35歳から44歳の人口約16万7,600人のうち、不安定な就労状況にある方が約4,000人、長期にわたり無業の状態にある方が2,712人おられます。

○樋口委員 合わせて6,700人ほどいらっしゃるということですがけれども、今回この事業を立ち上げて、不安定な就労状況にある方、長期にわたって無職の方、社会的な参加が難しい方というところで、全てをターゲットにされているということなのか、部分的なのか、どのあたりをターゲットに、どれぐらいのボリュームの方にこの事業で取り組みをしていこうと考えておられるのか、中期的な目標あるいは今年度どこまでとい

うところで、少しお答えいただければと思います。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 まず事業の展開についてですけれども、これら就職氷河期世代の方への支援といいますのは、国、県、また関係機関が一体となり、さまざまな支援や気運の醸成が必要であると考えております。部分的な福祉と就労をつないでいくこと、また就職や社会参加を実現するための取組を進めていかなければいけないと考えております。

目標の数値ですけれども、大きなところで、国では今後3年間で正規雇用者30万人を目指すという、先般6月29日に西村経済再生担当大臣のご発言がございました。ただ、新型コロナウイルス感染症の関係がございまして。その上で経済団体などには積極的な採用への協力を要請されております。

ターゲット層について、1つはやはり正規雇用を目指すという目標が国のほうで掲げられておりますので、まず不安定な就労状況にある方4,000人、次に長期にわたり無業の状態にある方を含めて、県としても積極的に展開していきたいと思っております。ひきこもり状態にある方など、社会参加に向けた支援を必要とする方については、福祉的な要素が非常に強うございまして、このたび私どもはプラットフォームを立ち上げて、それぞれが連携しながらこの事業を進めていくということになっています。今後の目標値につきましては、国でありますとか、このプラットフォームの構成員と協議して、設定してまいりたいと考えております。

○樋口委員 3年間で30万人となると、およそ7,000人というのは全体をカバーしていくような数字なんだろうと思うのです。今、これは推計値で4,000人とか2,700人という数字が出ていたと思うんですけれども、これは個別に県内のどこにどう分布しているか、把握はできていませんか

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 実際のところ、把握できていないのが現状でございます。今後セミナーの開催、プラットフォームの構成員のメンバーを通じまして情報の収集等を行っていきたくと考えてございます。特に福祉的な要素の強い方については、個人情報に関係もございまして、アウトリーチという意味で言うと、その点については慎重にならざるを得ないと思うのです。少なくとも多くの方々に就職の機会、正規雇用の機会を与えられるように、私どもも努力していきたいと考えております。

○樋口委員 プラットホームですけれども、構成のメンバーは、こういう団体というところで結構ですけれども、お答えいただけますか。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 現在プラットフォーム構成員としましては、奈良労働局をはじめとして、奈良県が連携して進めております。それ以外の団体で、経済団体、労働団体、あとは支援機関というところで、職業訓練関係の機関以外に、例えば社会福祉協議会、地域若者サポートステーション、親の会の皆様、そういう方々と連携しながら進めていく考えでございます。

○樋口委員 先ほどの6,000人とか7,000人というボリュームをターゲットに3年間動いていくということで、実態がつかめていない中で、投網をガサッとというわけにはいかない話で、個別の人に当たって、個別の事業さんにつないでいくという、かなりきめ細やかな取組が必要になってくる。それで3年間で6,000件とか7,000件という話をしていこうとすると、これは結構大変な作業だというのは想像できるのです。そこまで数字が上がるのか疑問に思うところもあるのですが、とはいえ着実にやっついていかないといけない。

いい事例が出てくれば、いろいろ波及していきながらボリュームアップしていくことになると思うのですけれども、そのときに、今、プラットフォームに、支援団体も含めていろいろな団体さんが入っておられるということは、その先に当事者になられる方々がいらっしゃる。見えている方、見えていない方もいらっしゃると思うのですけれども、見えている方ができるだけ情報をつかんでいく必要があるだろうなということと、一方で受け入れる側の事業者も人手不足で困っているところもつばら対象になってくると思うのですけれども、その事業者側がどういう人手を欲しがっているのか、その欲しがっている人を紹介できるような状況にしていくということになると、技能研修的な部分が要ったり、これまで非正規でスキルアップの機会に恵まれている方もいらっしゃると思いますが、恵まれていない方もいらっしゃる。そういう方に対しては、スキルアップして、事業者へ渡していく取組が必要になってくる。

そういうことを個別にやっついていこうと思うと、まずは現状どういう方がいるか、対象になる方がどこにいるか、そこにつなぐルートを確認していく作業と、事業者がどういう方を求めているか、そのニーズを把握するところが、プラットフォームを使って上手に情報収集をしていく、これが一番最初の作業になってくると思うのです。当然考えておられるとは思いますが、まずそこをきちっとやっていただいて、一定のボリュームが見えてくると思うのです。国が言っている数字とどれだけそごがあるのか確認しながら、潜在的にどれほどニーズがあるのだろうかというところも想像していただく必

要があると思います。そこへのアウトリーチで、職業訓練的なところ、リカレント教育、いろいろな言い方があると思うのですが、そこは国が紹介するところでちまちまとやっても、なかなかボリュームアップしていけないということになる。人を育てるための仕組みを、この事業の中で考えていけないといけないと思うのです。要するに県がやりなさいという話ではなくて、民間のいろいろな機関があったり、あるいは大学があったり、どこでどういう人材育成ができるかという情報も必要になってくる。そういうものを組み合わせて、具体的にどう事業として落とし込んでいくかということ、ぜひ今年度考え切って、一部実行しながらその実績を上げて、事業者さんや対象になる方々にPRしていくということを順次進めていただきたいと思います。

○太田委員 私も数点質問させていただきます。

まず、コロナ禍の中で、県内の農家も、学校休業による給食の食材の納品キャンセル、観光農園、道の駅の閉鎖、百貨店などの販売不振ということで、大きな打撃を受けているとお聞きしております。その上で、7月の長雨とか、8月の猛暑で、農作物の育成や収穫にも大きな影響を与えているとお聞きをしております。鳥獣被害、担い手の高齢化などによる農村の現状が一段と厳しさを増して遊休農地や耕作放棄地も広がっている、その上、米価の大幅な下落で農業に携わっている方が県内の中では影響を受けているとお聞きしております。そこで、今、農家が直営する農産物直売所が、消費者からの期待がますます大きくなっていると思っているのですが、一方で経営状況が厳しくなっているので、この直売所への支援という点で、現状と今後の取組をまずお聞きをしたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 農産物直売所についてのご質問です。

まず県内の状況でございますが、現在約440店舗ございまして、売上げベースで約120億円という規模になっており、太田委員お述べのようにはならない存在になっていると思います。そのうち県産品の取扱いが50%以上などの一定の要件を満たす直売所というのが37店舗ございまして、農産物直売所と県が協定を結んでおります。地の味土の香というブランドでPRを行っているところでございますが、そちらのグループとしましては、81億円の売上げという状況になっております。

支援の状況ですが、まずこの地の味土の香のグループ等に対しまして、レベルアップを図るために、品質向上ですとか、栽培及び販売力の強化、また加工品の開発による6

次産業化の支援、そういったいろいろな形の支援を、専門家の派遣、研修会の開催という形で行っているところでございます。また、それ以外の直売所も多数ございますので、小規模なところも含め、農林振興事務所のほうで、いろいろな直売所の抱える課題に対応させていただいているところです。例えば消費者に人気の売れる農産物の紹介、具体的な作付け栽培時期の提案、そういった具体的な商品づくりをテーマにして、セミナーや講習会を開催しているという状況です。

今後の展開としては、県では奈良歴史芸術文化村や、奈良市のならまち道の駅などにも、農産物直売所を設け、周辺市町村の農家の販売機会を増やすことに努めていきたいと思っているところです。

○太田委員 ありがとうございます。積極的に農産物直売所への支援を進めていただきたいと思いますと思うのですが、今、いわゆる買い物難民といわれる方々、スーパーが撤退したりして、なかなか買い物する場所がない。高齢化も相まって、お買い物する機会が非常に厳しくなっているということです。そういったところに直売所ができたりもしているのですけれども、規模が小さいということで、例えばお豆腐屋さん、お肉屋さん、いろいろ声はかけるのですけれども、小規模なために持って行くだけではなかなか利益が上がらないといったことで直売所そのものが維持できない。ひいてはそれが消費者の方々にとっても非常に不利益でございます。大きな直売所は、それはそれで頑張ってくださいなのですが、小さな直売所を支援する仕組みについて何かお考えがあればお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 太田委員がおっしゃっていただいた視点は大切なことかと思いますが、どうしても全体的な流れとしましては、直売所は大型化、統合、小規模なところは淘汰されてきている、そういう競争の時代の中でそういう傾向は確かにあると思います。小規模なところに対して、経営的な支援という具体的なところは今のところなくて、申し上げることはできないのですけれども、ご提案をいただきましたので、また何かできることがないか考えていきたいと思えます。

○太田委員 県としましても、先ほどご答弁にもありましたように、農産物の直売所セミナーを開催していただいたり、相談活動もされているということですので、いろいろ悩みも持ちながら、何とか維持されているという状況もあると思えます。ぜひそういう個別具体の相談にも乗っていただきたいと思えます。

それと、学校給食の地産地消、畜産物の活用は、今、県下各地で広がっていると聞きしております。農業をされている団体の方々から、ぜひ今後の活用率を大きく引き上げてほしいということで、私たちのところにも要望をいただいているのですけれども、県産食材の活用状況はどうなっているのか、今後の取組について、学校給食の点でお伺いしたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 学校給食における県産食材の取り扱いについてお答えします。

まず、学校給食での県産食材活用状況につきましては、品目ベースで毎年調査をしており、令和元年度は25.2%となっております。国の令和2年度の目標ですが、30%以上というのがありますので、少しは到達しておりませんが、近年伸びてきており、目標をクリアできるようにしたいと思っております。

取組の状況ですが、県産農産物の利用促進をする取組として、平成27年度から、県と県教育委員会、学校給食会、JA奈良県からなります、学校給食における地場産物活用プロジェクトチームを立ち上げております。その中で、いろいろな学校給食側と生産者サイドのマッチング、新たなメニュー開発に取り組んでいるのですが、一つの成果としましては、JA奈良県と連携して、県産のキャベツ・大根・タマネギ、このようなものを振興作物と設定して、学校給食での活用を推進しようということで、各市町村の給食センター等に3品目の利用についての希望を取って進めております。令和元年度は、合計53トンの扱いまで増えました。今後もさらに増やしていきたいと思っております。また学校給食関係者に対しましては、産地見学会をさせていただいたり、食と農の振興課で学校給食者向けの情報ということで奈良の食だよりを作って配り、利用促進を図っているところでございます。

○太田委員 ありがとうございます。令和元年度で25.2%の県産食材の利用率を、令和2年度には30%へと、この目標に向かって取り組まれているということで、具体的にキャベツや大根やタマネギなどというお話もございました。

私の地元の小学生が学校給食を食べて、そのお父さんやお母さん方から、安心して安全な食材を子どもたちに食べさせたいという願いは非常に強いものがございます。これはぜひ進めていただきたいのですが、献立表にどこの産地のものかを表示してほしいと、この間要望として伝えているのです。これは教育委員会の所管と思うのですが、ぜひこちら担当課からも、積極的に県産食材を使っていると、この食材は国産で県内のものと

いうことを、ぜひ子どもたちやお母さんなどに伝える工夫をしていただきたい。その点で担当課から考えられることがないのかどうか、もしあればお答えいただきたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当）（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 学校給食におきましては、教育委員会の担当課のほうと綿密に連携させていただいております。今この場で申し上げるような具体的なアイデアは思っておりませんが、そういう視点で検討もしていきたいと思っております。

○太田委員 献立表にどこの産地のものを使っているか明確に表示していただけたら、一番納得いただけると思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

農業の部分でもう一点ですが、本当に奈良県の農業の担い手確保は少しも猶予できない、喫緊の課題となっていると思うのですが、現状と課題についてお聞かせいただきたいと思います。

○田中担い手・農地マネジメント課長 農業の担い手が減少する中で、県では就業準備、新規就農、経営発展の各段階に応じて、国の制度も活用しながら担い手の確保・育成を図っているところです。その中でも特に奈良県独自の取組としまして、農業新規参入者支援研修があります。これは栽培技術、農業経営など、基礎的な研修を2カ月間N A F I Cで行い、その後1年間農家実践研修を実施するものです。

もう一つ、なら農業参入コスト等低減リース事業もございまして、これは新規就農者にとって大きな負担となります初期投資を減らすため、機械や施設のリース導入に対して、2分の1以内で補助金を交付するものです。

こうしました結果、毎年50人程度新規参入者を確保しており、引き続きこれらの取組を進め、意欲ある担い手の確保・育成に取り組んでまいりたいと思っております。

○太田委員 ありがとうございます。国で、農業次世代人材投資給付金というものがあり、制度が変わったとお聞きしておりますけれども、その点を教えていただけますでしょうか。

○田中担い手・農業マネジメント課長 今、太田委員からご紹介がありました、農業次世代人材投資事業ですけれども、平成29年度と平成31年度、2回にわたり制度改正が行われています。内容としては、市町村が交付を停止する場合の具体的な判断基準が示されています。

まず1つ、平成29年度の改正ですけれども、「交付2年後の中間評価において、計

画どおりに収入が達成できていないなど経営の改善の見込みがないと判断された場合は、交付を停止するということが追加されました。もう一つ、平成31年度の改正ですけれども、従来からの交付停止の対象でありました、「適正に経営を行っていない場合」につきまして、意欲や経営栽培管理など、具体的な停止の基準が示されました。これにより、令和元年度には7人が交付停止となっております。

なお、市町村の判断で、交付停止になった人に対しても、県としましては栽培技術の向上など、経営安定に向けて丁寧かつきめ細やかに指導・支援を行っていくところでございます。

○太田委員 ありがとうございます。多少この給付金制度が厳しくなったということで、ある農業の団体の方々から、県下の市町村で少しこの担い手支援が消極的になっているのではないかという指摘もありました。先ほどのご答弁では、市町村がそうであったとしても、県としては支援しますと受けとめさせていただきましたので、ぜひその点は取り組んでいただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症がこのように広がり、これまで会社でお勤めだった方が農業をやろうという方々もこれから出てくるのではないかと考えております。その際に、ぜひそういった方々の思いをしっかりと受けとめるような形を県としてつくっていただきたいと要望しておきます。

最後に、平群町の櫛原地域というところ、48ヘクタールの敷地にメガソーラーパネルの建設計画が上がっているということで、私も先日現地を見させていただきました。平群町は資本金が10万円の生駒平群発電株式会社と2019年9月2日に協定を結んでいるということですが、この発電会社が2013年にFIT制度を新規に取得してから、事業所や社長が6回変わっている。今年の1月20日にその発電会社から協栄ソーラーステーション合同会社というところに分割され、ここも資本金が10万円ですけれども、国税庁のホームページなどで住所を検索すると、マンションの一室に690社が登録されており、電話も同じ回線が7社もあって、ある方から見ればこれはペーパーカンパニーではないかという指摘もございます。県ではこうした会社が開発許可を与えたということ、住民の方々から疑問の声が上がっているということです。この点についてどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○内田森林整備課長 平群町櫛原地内におきましては、太陽光発電施設設置のための敷地造成を目的とした林地開発につきまして、許可をしておりますので、その観点でお答えさせていただきます。また個別の案件の内容につきましては差し控えさせていただきます。

一般論としてのお答えですが、林地開発許可制度におきましては、国の運用基準により、申請者に開発行為を行うために必要な資力信用があることが明らかであることを審査することになっております。この運用基準に基づきまして、県では林地開発許可制度の手引きを定め、申請者に提出させました資金計画表、預金残高証明書、融資証明書、法人登記簿謄本、定款、納税証明書等により審査を行っております。これにより、申請者に開発行為を行うために必要な資力信用を確認し、これ以外の法で定めております全ての要件にも適合するというのであれば、林地開発許可をしているところでございます。

また、事業者が事業承継によりまして変更された場合は、許可に当たっての審査と同様に、その承継人に開発行為を行うための必要な資力信用があるか確認した上で、地位承継届を受理することとしております。

○太田委員 ありがとうございます。信用があるかどうかということをお県としても審査をされたということですが、実際、先ほど申し上げましたように、資本金が10万円で、当初から6回会社が変わっていて、1部屋に690社が登録されている。電話も同じ回線が7社あるということで、こうした会社が信用があるということは、どのような県の基準で判断されたのか、その点をもう一度お聞かせいただけますでしょうか。

○内田森林整備課長 先ほども申し上げましたが、県といたしましては、資金計画表、預金残高証明書等々の書類を提出させまして、その内容を確認し、開発行為を行うために必要な資力等があるか確認して、許可するというようにしております。

○太田委員 万が一この会社がなくなってしまった場合はどのようなことになるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○内田森林整備課長 林地開発許可をしておりますので、許可そのものがなくなるということではなく、もし仮に許可をしている事業者が消滅したということになりますと、一般的に権限は土地の所有者に承継されることになっております。

○太田委員 FIT制度が20年という期限が終わるとどうなるのかという地元の不安がございまして。もう一つは、今回削る土地が110万トンということで、大体22ヘクタールになろうかと思っておりますけれども、実際にこのソーラーパネルを建設したけれども、計画がずさんで、工事を行ったけれども大雨や台風で破損されて、工事された太陽光発電が全国各地で散見されるのですけれども、災害への対応という点ではどうなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○内田森林整備課長 災害への対応についてお答えします。

これも一般論ではありますが、林地開発許可に当たりましては、森林法第10条の2第2項により、土砂の流出または崩壊その他の災害や水害を発生させるおそれがないことを確認することになっております。これに基づき、先ほども申しました、県では林地開発許可制度の手引きを定め、切土または盛土の勾配や、排水施設の構造などの造成計画につきまして審査を行い、許可基準を満たしていることを確認した上で許可しております。また、申請者がより安全な施工を行いますよう、許可に当たりましては、沈砂池や調整池などの防災施設の設置を先行させ、切土または盛土の工事は下流に対する安全を確認した上で行うことといった条件を付しております。林地開発の許可地におきましては、今後も定期的なパトロールによりまして、計画どおりの適正な施工や許可条件の遵守につきまして、適切に指導監督を行ってまいりたいと思っております。

○太田委員 町が、議会でもやりとりをされているようですけれども、答弁の中で、資本金の額だけで事業者としてふさわしいか、保証能力があるか判断するのは困難だと答えているということでした。

もう一つ、災害時における対応や、被害が発生した場合の補償については、今後事業者と協議する必要があると認識しているというお話だったのですけれども、これは県で把握したり、協議の中でつかんでいることがございましたら教えていただきたいと思えます。

○内田森林整備課長 災害時の補償につきましては、特に私どもは伺っておりません。

○太田委員 災害が起こった場合の非常に大きな関心事でございます。県は許可したということですのでけれども、町と事業所のやりとりは勝手にやってくださいということになるのでしょうか。

○内田森林整備課長 あくまでも許可地におきまして適切な施工がなされましたら、そのような災害が発生するおそれがないと判断しておりますので、適切な施工が行われるよう指導していくということで考えております。

○太田委員 町は、災害時における対応や被害が発生した場合の補償については、今後事業者と協議する必要があると認識しているということで、この点は県と町とは考え方が違うと受けとめざるを得ないのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○内田森林整備課長 町のお話も聞いておりませんのでわかりませんが、あくまでも施工が適切に行われたら、土砂等による災害の発生のおそれはないと判断して許可しておりますので、繰り返しになりますが、適切に施工されるように指導するということであ

ります。

○太田委員 住民の方々が本当にいろいろ不安や疑問を持っていらっしゃる中で、町としてもこのような答弁をされております。その点はぜひ、地元の状況、実情もつかんでいただきたいと思うのです。8月20日に事業所による2回目の住民説明会が行われて、事業者による説明には納得できないというお話なども聞いております。とにかく誠意がなくて、答える知識がない、回答にならなかったとか、自分のところは絶対に潰れません、それを聞いただけでは信用できないとか、業者は最後に法律の数字だけをクリアしたらいいと思っているのかという声がございます。

太陽光発電にかかわる事業計画の策定ガイドラインの中に、地域との関係構築ということで、事業計画作成の初期段階から住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること、地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や、個別訪問など、具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。このように書かれているのですけれども、このようにはなっていないと思います。この点はいかがでしょうか。

○榊田水循環・森林・景観環境部長 おおむね森林整備課長が答えているとおりですけれども、何点か答弁させていただきたい。森林法で定める技術の基準、あるいは資金、信用の問題、これは森林法の観点から定めているとまず思ってください。ですから、その技術基準に従って審査をして、それに適格であれば許可をしなければならない。逆に言うとそれに当てはまらなければ許可をしてはならない。こういう羈束許可であることをまず認識いただきたいと思います。

そこで、先ほどから聞いて気になったのですけれども、県の許可条件どおりにやれば災害が起こらない。森林整備課長の考えとして申し上げているのですけれども、あくまでも災害が起こらないように、安全の対策、安全を確保するための基準であって、我々は定められた基準で厳格に審査をして執行する、その立場であると思ってください。

それと、先ほどから改良指針のようなお話をされていましたが、私は読んでいないのですけれども、それはメガソーラーという事業を進めるに当たっての指針ではないかと思えます。先ほどから森林整備課長が説明しているのは、あくまでも森林法の林地開発許可の案件であって、少しテーブルが違うと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○太田委員 確かに、森林の開発許可というのとメガソーラーというのは、切り離す部分は当然あるかと思うのですけれども、ただ全国各地で太陽光発電のメガソーラーに関しては、いろいろ問題も起こっております。国でも太陽光発電の設置に係る林地の開発許可制度の見直し、これは経産省ではなくて農林水産省も入っているとお聞きをしておりますけれども、検討会では、住民合意の必要性も述べられているということです。この点は今どういう進捗状況になっているのか、どういう着地点に向かおうとしているのか、その点はいかがでしょうか。

○榊田水循環・森林・景観環境部長 個別案件はなかなか申し上げにくいのですけれども、平群町の案件は、既に林地開発許可は出ている案件でございます。それと、FIT制度については事業継承をされており、森林法の観点から言いますと、許可ではなくて届出でございます。届出を受けるに当たっては、当初許可と同じ要件を満たしているかどうかを事務的に審査して、満たしておれば受理をする。満たしていなければ、届出といえども突き返す。これが県のスタンスでございます。

○太田委員 書類がそろっていれば許可しなければならないという県の立場はわかるのですけれども、一方でそれでいいのかという住民の気持ちも私はよくわかりますし、書類がそろっていれば許可しなければならないという県の立場ではあるのですが、一方でこの住民合意に実効性を持たせてほしいという要望が全国知事会から出ているということで、そのことについて何かつかんでいることはございますでしょうか。

○榊田水循環・森林・景観環境部長 申しわけございません。存じていません。

○太田委員 この住民合意というのは、本当に大切にしなければならないと思いますし、太陽光発電の事業策定ガイドラインは所管ではないかもわかりませんが、ここに住民合意と書かれておりますので、ぜひその点は大切にしていきたいと思っております。私たちも再生可能エネルギーを本当に普及していくことは反対する立場ではありませんけれども、これを本当に推進していこうと思えば、やっぱり住民の合意がなければ普及できないと思います。そのプロセスで、どういう会社であろうが、書類さえそろっていれば許可しなければならない、災害さえ起こらなければ許可しなければならないという状況は、私は見直さなければならないと思います。実際に国でも、この見直しに入っているということですので、ぜひその点は状況をつかんでいただいて、県としてできることがあればぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○中川委員 1点だけ。先ほどの植村委員からの質問に関連して、MICE関係のたて

つけにつきまして、私の理解が正しいかどうかを確認しておきたいです。

M I C Eの誘致・推進につきましては、大もとのところは県が責任を持って行う。その先の誘致してきた、こんな体験プログラムがや、企画商品があります、そういった受入れの環境整備を奈良県ビジターズビューローがこれから注力していく、そういった理解でございました。経緯があるのですけれども、奈良市コンベンションビューロー時代からM I C Eの誘致・推進をされていた職員が2名ぐらいたのですけれども、退職されましたので、今後はそういったことも難しくなっていくだろうという話が今年の春ぐらいにありました。専務理事が、コンベンションセンターも春にオープンするし、自治体関係の案件も増えて、海外関係の案件も入ってくるだろうから、誘致の推進については大もとのところで県が責任を持ってやって、我々はその先の受入れ環境を整備するところで力を入れていく、そういったことをおっしゃっていたので、M I C E推進室に4月に確認したのです。そうしたところ、その理解は正しいですということで、その認識でしたのですけれども、そういった誘致の大もとのところは県がやって、その誘致した先のところでビジターズビューローは力を入れてやる。ただ、こういった箱があるよとか、商品がある、そういった点で、インバウンド営業部の課長補佐が国内外のエージェントさんを回っているのを知っていますし、関連してできることはやっている。そういった理解で正しいでしょうか。その確認です。

○村上観光局次長（M I C E担当） 昨年来、M I C E推進室ができるタイミングで、今、中川委員がおっしゃったような議論があったと伺っております。ただ、実際問題しまして、先ほど植村委員のほうでもおっしゃっていた部分ですけれども、人のつながりというのがあって、奈良県ビジターズビューローが個人的なつながりをお持ちなところもあります。ですから県が主導的にやると言いましても、県だけでやるというのはなかなか難しい面があるというのが1点。

もう一点は、受入れのときにも、最初から関わっていないと、来ました、さあ受け入れましょうではなかなか難しいということもあります。そういった関係もあり、県と奈良県ビジターズビューローにつきましてはペアで動くような形を今年度から始めさせていただいたところでございます。

○中川委員 総括いただきました。先ほど植村委員から質問があって、担当がどこかもなかなか答えられなかったというのも、奈良県ビジターズビューローは少しややこしいので、わからないでもないのですけれども、地域づくり部とインバウンド営業部の両方

にMICEの関係する人たちが散らばっているといった状況があります。もし必要でしたら、奈良県ビクターズビューローにも、組織をもう少しわかりやすいようにしていただかないかといった担当者ベースでの話し合いもしてもらったらいと思っています。インバウンド営業部、北海道宝島旅行社の方が部長についていたのですけれども、いつの間にかいなくなっております。実質課長さんがトップですけれども、その課長が実は隣の地域づくり部の課長も兼任されているという、よくわからない組織ですけれども、必要でしたらそういった組織のわかりやすい構成につきましても、意見交換などしてみてもどうかと思っております。

○小泉委員長 ほかにないようでございますので、これをもちまして質問を終わります。

次に委員長報告についてであります。本会議で反対討論される場合は、委員長報告に反対意見を記載したいこととなっております。それぞれお聞きしたいんですけれども、森山委員。

○森山委員 討論しません。

○小泉委員長 太田委員。

○太田委員 日本共産党は反対討論をさせていただきたいと思っております。

○小泉委員長 中川委員。

○中川委員 日本維新の会は反対討論をしませんので、先ほど採決の際に述べた理由を記載してもらったらそれで結構でございます。

○小泉委員長 それでは反対討論をされる方については、議第78号については委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願ひします。森山委員と中川委員は、議第78号については委員長報告に反対意見を記載しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それではそのようにさせていただきます。

大変長時間でございましたけれども、これをもって本日の委員会を終わります。